

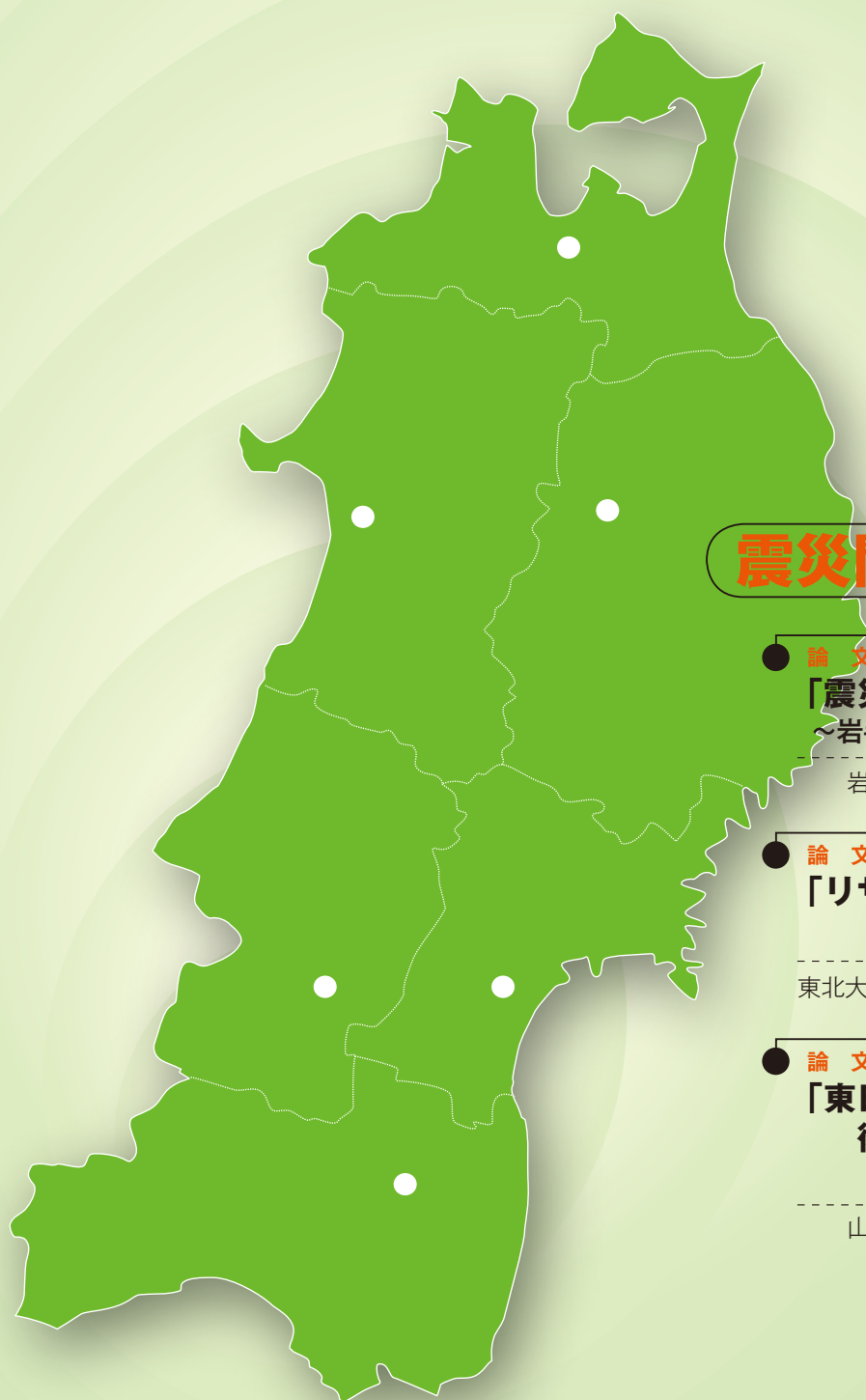
東北自治

T O H O K U

J I C H I

Vol.78

〔平成24年3月〕



震災関連論文特集

論文 I

「震災復興と市町村連携」

～岩手県の事例を中心にして～

岩手県立大学総合政策学部教授 田島 平伸

論文 II

「リサイクルを主とする 震災廃棄物処理対応」

東北大学大学院環境科学研究科教授 吉岡 敏明

論文 III

「東日本大震災後の地域の 復興と未来に向けた 『子どもにやさしい“まち”』」

山形大学地域教育文化学部教授 佐藤 慎也

財団法人 東北自治研修所

目次

■ 特別随想

「東北の復興，日本の再生を目指して」

山形県知事 吉村美栄子 …… 1

■ 震災関連論文特集・論文Ⅰ

「震災と市町村連携」～岩手県の事例を中心にして～

岩手県立大学総合政策学部教授 田島 平伸 …… 3

■ 震災関連論文特集・論文Ⅱ

「リサイクルを主とする震災廃棄物処理対応」

東北大学大学院環境科学研究科教授 吉岡 敏明 …… 7

■ 震災関連論文特集・論文Ⅲ

「東日本大震災後の地域の復興と未来に向けた『子どもにやさしい“まち”』」

山形大学地域教育文化学部教授 佐藤 慎也 …… 12

■ 各県・市研修所の取り組み事例

「研修業務を振り返って」～東松島市での新規採用職員研修体験実習～

山形県職員育成センター人材育成課主査 鈴木とも子 …… 17

■ 研修受講記

第185回東北六県中堅職員研修を受講して

山形県金峰少年自然の家主事 石川 幸司 …… 21

第185回東北六県中堅職員研修を受講して

青森県上北地域県民局地域整備部技師 浅井 純子 …… 23

第187回東北六県中堅職員研修を受講して

岩手県岩手町総務課主任 横澤 晃子 …… 26

第187回東北六県中堅職員研修を受講して

宮城県登米市企画部市民活動支援課主査 千葉 克巳 …… 28

第 187 回東北六県中堅職員研修を受講して

福島県相馬地方広域水道企業団総務課技師 山田 武人 …… 30

OJT 実践コース指導者養成研修を受講して

青森県弘前市市民環境部環境保全課係長 花田 博文 …… 32

「公務員倫理を考える」(JKET) 指導者養成研修を受講して

秋田県総務部自治研修所主査 畠中 和明 …… 34

管理者研修(説明力・表現力向上コース)を受講して

岩手県岩泉町総務課長 中居 健一 …… 35

管理者研修(政策形成技法 TM 法)を受講して

福島県田村市常葉行政局市民課長 吉田 典良 …… 36

ハラスメント防止指導者養成研修を受講して

宮城県大崎市病院経営管理部人事厚生課課長補佐 佐々木和夫 …… 38

政策法務研修を受講して

岩手県宮古市総務企画部企画課主査 西村 泰弘 …… 40

■ 研修レポートから

第 187 回東北六県中堅職員研修行政課題研究Ⅲ(環境問題)

「天からの恵み」～雨は大切な資源～

第 187 回中堅職員研修受講生青森県南部町商工観光課総括主査 大羽澤正樹 …… 42

■ 研修所だより

〈平成 24 年度事業計画〉	48
〈平成 23 年度研修実績〉	55
〈平成 24 年度予算概要〉	65
〈財東北自治研修所役員・職員名簿〉	66
〈編集後記〉	67



「東北の復興，日本の再生を目指して」

山形県知事 吉村 美栄子

昨年3月11日に発生した東日本大震災は、2万5千人を超える人的被害、100万戸にのぼる建物被害など、わが国がかつて経験したことのない甚大な被害をもたらしました。

亡くなられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。そして被災者や避難生活を送っておられる方々が一日も早く平穏な生活を取り戻されるよう心から祈念いたします。

東日本大震災の発生から早くも1年が経過し、現在、被災地では、復旧から復興に向けた歩みが進んでいますが、千年に一度とも言われる大災害の爪痕は、今なお被災地に深く刻まれたままとなっています。原発事故については、今でも完全な収束に向けて取組が続けられているところです。

山形県では、震災発生後、直ちに山形県災害対策本部を立ち上げ、「がんばろう東北、がんばろう山形県!」の旗印の下、市町村や関係機関と連携して、県民生活の安定と被災地への人的・物的支援、県境を越えて避難して来られる方々の受入れに全力で取り組んできました。

特に避難者の方々への支援についてですが、山形県内に避難されている方々は、平成24年1月現在で福島県から13,000人、宮城県から700人となっており、これは全国最多です。

放射線の影響を心配して、山形県に避難され

ている世帯の約8割が子どものいる世帯です。しかも、父親等は仕事等の理由で地元福島に残り、4割近い方が、母子あるいは父子のみで避難しているという状況です。

このように大変な思いで避難されている方が少しでも安心して生活できるよう、被災地に隣接する県として、できる限りの支援をしたいと考えています。

支援の一例を挙げますと、公営住宅、民間アパートへの受入れをはじめとする住居の提供、避難者向けの情報の提供、そして、山形県内に避難されている方を対象に、避難世帯の状況と避難生活にどのような支援を望んでおられるのかなどについてのアンケート調査を行い、必要な対応を進めています。

特に子どものいる世帯が多いことから、学校におけるスクールカウンセラーの充実、子育て支援でのこころのケア、あるいは市町村や子育て支援団体等による交流や情報交換の場の設定などの支援を行っているところです。

山形県としては、こうした取組を進めながら、避難者の方々が安心・安全に生活できるよう、また、様々な交流を通して、孤立感を感じないですむよう、きめ細やかな対応をしていきたいと思っています。

原発事故によって避難されてきた方々は、ある日突然人生が変わってしまった訳です。いつ故郷に帰れるか見通しも立たず、不安と苦悩を

抱えて毎日を過ごされています。このような理不尽なことは、二度と起こしてはならないと強く思いました。放射線は、汚染稲わら問題などで明らかになったように、広範囲にわたって影響を及ぼします。そればかりか、私たちの子どもの世代、そのまた子どもの世代と将来にわたって長く影響を及ぼすことになります。

本県においても、産業・生産活動の停滞を余儀なくされたほか、県産品に対する風評被害や観光客の減少など、県民生活や地域経済に大きな影響が生じており、原発は極めて甚大なリスクを内包していることを実感しました。

原発の運転を今直ぐ全て止めることは現実的ではありませんが、県民そして未来の世代の安全・安心を最優先にという考えから、新たなエネルギーへの転換を進めながら徐々に原発への依存を少なくし、いずれ卒業していく「卒原発」を昨年7月の全国知事会議において提唱しました。

エネルギー政策は、基本的には国策ですが、再生可能エネルギーの活用が中心的なテーマとなっていくものと考えています。本県としては、水や風、温泉、森など県内の豊富な自然エネルギーを活用した再生可能エネルギーの地域導入、代替エネルギーへの転換、省エネの推進を柱とした新たなエネルギー戦略を策定し、県民生活や産業活動に必要なエネルギーの供給基盤を確保しつつ、産業の振興・地域の活性化につなげていきたいと考えています。そして将来的には県外へのエネルギー供給県としての役割を果たしていきたいと思っています。

昨年の漢字に「絆」という文字が選ばれました。東日本大震災は誠に不幸な大災害でありましたが、一方で人と人との絆や、家族の絆、地域の絆などがどんなに大切なものであるか、人間社会の原点を考えさせる貴重な教訓も私たちに示してくれたと思っています。大自然の猛威の前に人は無力ですが、だからこそ支えあって生きることの大切さを改めて認識させられました。そして、この困難な状況を乗り越えていくのもまた、人の力です。

将来を担う、たくましい人材を育てなければならぬと考えており、大震災が起きた現代だからこそ、人材育成という視点をあらゆる政策の土台に据えて、県政を展開していきます。

平成24年度は、喫緊の課題として、災害に強い地域づくりの推進、地域の活力に直結する産業振興・雇用創出に努めるとともに、山形の将来を担う人材育成を基本に据えながら、平成22年3月に策定した「第3次山形県総合発展計画」に掲げる5本の柱「医療・福祉・子育て支援などの充実」「地域産業の振興・活性化」「農林水産業の再生」「教育・人づくりの充実」「県土環境の保全・創造・活用」に取り組んでいきます。

引き続き、被災地や避難者の方々への支援にも全力で取り組みながら、第3次山形県総合発展計画の実現に向けた歩みを着実に進めることで、東北全体を俯瞰した復興、日本の再生に向けて、山形県としての役割をしっかりと果たしていきたいと考えています。



震災復興と市町村連携 ～岩手県の事例を中心にして～

岩手県立大学総合政策学部教授 田島 平伸

1 はじめに

単独の自治体の持っている人的、物的、財政的資源には限りがある。そのため、市町村連携は平時においても重要な課題といえる。実際に、市町村は日常的にさまざまなかたちで他の自治体と協力している。地方自治法に規定されている協議会、機関等の共同設置、事務の委託、一部事務組合、広域連合といった共同処理の手法以外にも地方自治法に基づかないいわゆる任意の協議会などを設置し、日々の行政活動を行っている。

このように、平時においても市町村の連携は必要であるが、緊急時においてはその重要性がさらに一段と高まる。震災直後の岩手県遠野市の救援活動はそれを端的に物語っている。遠野市は市役所が全壊し、自らも被災したが、「命のリミット」といわれる72時間を重視し、支援を決断した。同市では、震災当日から市民ボランティアがおにぎりをにぎり、励ましの言葉を添えて避難所に届けた。また、沿岸市町村に職員を派遣し状況を確認し、全国の友好都市など33市町村から届けられた燃料や物資を沿岸各地の被災者に送り続けた。

同市は、大槌町から陸前高田市までが半径50キロ圏内に位置しており、その地理的位置を災害時の沿岸支援に生かすために、2007年に三陸地域地震災害後方支援拠点施設整備推進協議会を組織し、これまでも県や自衛隊と大規模訓練を重ねてきた。また、東日本大震災では

市の運動公園などの公的施設を全国の支援部隊に開放し、後方支援の拠点となった⁽¹⁾。

2 震災時の相互応援

ところで、近接する市町村間の連携は今回の東日本大震災のように被害が大規模で広範囲に及ぶとおのずと限界がある。それは、被災したどの市町村も物資、人員等が大幅に不足し、他の市町村を応援する余裕がないからである。とくに、今回の震災では、岩手県陸前高田市や大槌町のように、職員の4分の1近くを失った自治体があった。そのような市町村では他の自治体からの応援が必要である。被災した市町村では、消防、水道、保健、医療などの専門スタッフに加え、避難所運営、罹災証明書発給、義援金給付、復興支援、さらに一般業務に携わる行政スタッフが必要不可欠である。

阪神・淡路大震災後、災害対策基本法の改正により、地方自治体は相互の協力と相互応援協定の締結に努めなければならなくなった。その結果、全国に多くの応援協定が締結された。

(1) 都道府県

都道府県間の応援協定には、①ブロック協定、②2県間の個別協定および③全国協定がある⁽²⁾。ブロック協定には北海道東北8県（新潟県を含む）、九州山口9県などがある。2県間の個別協定は、隣接する県の間で2県間の協定を結ぶものである。最後の全国協定は、ブロック協定や2県間の個別協定では救援などの対策が十分

に実施できない場合に、被災県の要請に基づき全国知事会の調整の下で広域連携を行うものである。

(2) 市町村

市町村間の応援協定には、①都道府県内の全市町村による協定、②隣接する市町村間の協定、③政令指定都市や中核市といった同種の市町村

による協定、④「大規模災害時の『南部藩ゆかりの地』相互応援に関する協定」のような旧藩のつながりによる協定、⑤友好都市のような二者間協定がある⁽³⁾。表1は岩手県における市町村の応援協定を見たものであるが、阪神・淡路大震災を契機にさまざまな応援協定が結ばれている。

表1 岩手県における市町村間の応援協定

市町村名	市町村間の相互応援協定名	締結年・月	類型
奥州市・金ヶ崎町	胆沢地区市町村災害時相互応援に関する協定	H7.12.26	②
県内全市町村	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	H8.7.18	①
盛岡市・遠野市・二戸市	大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定	H8.10.21	④
北上市・釜石市・大船渡市他	災害時における相互援助に関する協定（北東北地域連携軸構想推進協議会）	H9.6.25	②
野田市	友好町村災害相互応援に関する協定	H9.11.6	⑤
大船渡市・陸前高田市	みやぎ・いわて県際沿岸三市災害時相互応援	H11.7.1	②
一関市	豊島区と一関市の非常災害時相互応援	H13.6.30	⑤
宮古市	災害時における相互応援に関する協定（品川区）	H14.1.14	⑤
北上市	流山市と北上市の災害時相互応援に関する協定	H14.11.3	⑤
一関市・大船渡市・陸前高田市他	岩手・宮城県際市町村災害時相互応援協定	H18.7.6	②
久慈市・洋野町・二戸市・一戸町他	大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援に関する協定	H19.6.27	②
二戸市	二戸市及び取手市災害時相互応援に関する協定	H19.8.21	⑤
盛岡市・宮古市・雫石町	大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定	H20.5.23	②
盛岡市	中核市災害相互応援協定（盛岡市）	H20.10.20	③
宮古市	大規模災害時における本州四国協議会を構成する地方公共団体の相互援助に関する協定（宮古市）	H21.1.23	③

注）岩手県提供資料により作成

3 震災復旧と市町村連携

今回の東日本大震災においてもこのような事前協定に基づく応援活動が積極的に実施された。東洋大学 PPP 研究センター『被災自治体の後方支援体制の構築に向けて ―ヒアリング

から見えてきた制度的課題―』には、遠野市が震災直後に迅速かつ効果的に支援を展開できた理由のひとつとして「遠野市の友好都市・姉妹都市や災害時相互応援協定を結ぶ自治体等」の応援を上げているが、「ふだんから市長をは

じめ職員、市民間で『顔の見える』付き合いをしていた自治体からは、発災後すぐに沿岸自治体向けの物資や人員が寄せられ、遠野市を經由して供給した」⁽⁴⁾という。

応援活動には、上述した①事前協定によるものの以外にも、②要請によるものと③独自の判断によるものがある。要請によるものとは、被災自治体自体から要求されたものと、都道府県や中央省庁から要求されたものである。たとえば岩手県では、被災市町村からの応援要請に基づき一般事務、土木、保健師、介護支援、建築、水道技師などの職員派遣を県内の内陸市町村や県外の自治体に対して要請している。

内陸市町村では、職員派遣以外にもさまざまな支援を実施した。たとえば岩手県滝沢村では、①支援物資の区分け、②炊き出し支援、③支援物資運搬、④移動図書館車派遣、⑤公用車貸与、⑥小型消防ポンプ積載車貸与などを行った。また、同村では、災害救援ボランティアセンターを設置し、山田町へのボランティアバスの運行などを行っている。

このように、震災直後の復旧作業において岩手県内の内陸市町村や県外の自治体との連携が大きな役割を演じている。

4 震災復興と市町村連携

次に、岩手県沿岸の市町村に対する復興支援について検討してみたい。東日本大震災から7カ月が過ぎた頃、岩手県内の被災地は仮設住宅の建設が終わり、仮置き場へのがれきの撤去も終了した。被災した市町村は復旧から復興に軸足を移し、まちづくりの基本となる復興計画の策定に着手した。二度と津波による犠牲者を出さず、震災前から抱えていた人口減少や少子高齢化の問題を克服するまちづくりの策定が課題である。

(1) 県外自治体による復興支援

①「対口支援」⁽⁵⁾

今回の東日本大震災で注目を集めた新しい支援の枠組みに「対口支援」がある。関西広域連合の加盟府県や政令指定都市が、被災県や自治体を分担して長期の継続的な支援を行う支援方法である。この手法は、2008年の中国・四川大地震で中国政府が用い、復興への成果を上げて注目された。井戸兵庫県知事・関西広域連合長の提案に他の知事が賛同し、兵庫県・鳥取県・徳島県が宮城県を、京都府・滋賀県が福島県を、大阪府・和歌山県が岩手県を担当することになった。非被災自治体が特定の自治体を持続的に支援すれば、復興へのまちづくりに至るまで、きめ細かな対応が可能である。

②「丸ごと支援」⁽⁶⁾

同一の自治体による長期的・継続的な支援が可能となるという意味では、名古屋市の被災した自治体への「丸ごと支援」も興味深い。同市は岩手県陸前高田市を「丸ごと支援」して注目を集めている。職員の4分の1を失った陸前高田市のすべての部局に、名古屋市の各部局から職員を派遣し続けている。名古屋市の人材やノウハウを、「丸ごと」被災地に提供する支援である。長期的に職員を派遣するなど、被災地に積極的に溶け込んで信頼を築き、地域と一体となって復興を実現しようと試みている。また、同市は「指定都市市長会が一致団結し、基礎的自治体間の水平連携により、甚大な被害を受けた被災地の復興支援に全面的に取り組むこと」⁽⁷⁾を提唱している。陸前高田市以外にも大都市の全面的な支援を期待している被災自治体があると思うが、それが実現すればそれらの自治体にとっては朗報となろう。

(2) 岩手県の内陸自治体による復興支援

①盛岡市

岩手県内の内陸市町村も復興支援に積極的に

取り組んでいる。盛岡市は、2011年6月1日、「東日本大震災に係る盛岡市復興推進の取組方針—私たちの未来は被災地とともに—」を公表し、その中で「被災した沿岸市町村の行政機能回復などに向け、沿岸市町村の復興状況に応じ、人的支援として職員派遣」を行うとした。そして中長期の被災地復興の後方支援策として、ア) ボランティア拠点施設の設置・運営、イ) 復興推進のための職員派遣、ウ) がれき処理支援、エ) 被災地企業との取引の奨励などを具体的に提示した。また、この取組を着実に、スピード感をもって進めるために、同市災害対策本部内に復興推進部を設置した。

②北上市

北上市は大船渡市で沿岸被災地仮設住宅運営支援事業を行っている⁽⁸⁾。これは大船渡市から仮設住宅団地のコミュニティ支援を求める要請があったからで、同市はこれまで培ってきた地域づくりのノウハウを活用して大船渡市内の仮設住宅団地のコミュニティ形成に取り組むことになった。同事業は県の緊急雇用創出事業を活用したものである。同事業は北上市のもつ地域づくりのノウハウと、大船渡市が直面するマンパワー不足と、仮設住宅建設に伴う新たな行政ニーズが合致した結果である。北上市はNPOや民間企業などに委託して合計70人の「仮設住宅支援員」を現地で新規雇用し、大船渡市内にある39の仮設住宅に配置した。支援員は団地内の談話室や集会所などに常駐し、行政情報の発信、困りごとや苦情相談などを行っている。また、受託者であるNPOなどが別途採用する17人のマネージャーが毎日支援員と連絡をとりながら活動状況を把握し、サービスの差異が生じないように指導している。

5 今後の震災復興と市町村連携のあり方

盛岡市や北上市の取組を紹介したが、今後も

内陸部の比較的被害の少なかった自治体が沿岸部の被害の大きかった市町村を支援するという構図は変わらないであろう。とくに同一の自治体による長期的・継続的な支援が求められよう。前述したように、現在、県外では、関西広域連合加盟の自治体や名古屋市が長期的な支援を実施しているが、10年ほどかかるといわれている復興において県外の力に過度に頼ることはそう長くは続かないであろう。今後は県内のことはできるだけ県内ですという方向に進まざるを得ない。「対口支援」のように予め定めた被災地域ごとに応援する内陸部の市町村を決めておくというやり方も検討すべきではないだろうか。北上市が実施している県の緊急雇用創出事業を活用した市町村相互連携事業を紹介したが、このような事業を大船渡市だけでなく被災地全域に広げていくことが当面求められよう。そして次第に市町村相互連携事業を他の領域にまで拡張することを期待したい。

注

- (1) 「再興への道—いわて東日本大震災検証と提言」『岩手日報』2011.5.3
- (2) 都道府県の応援協定については、市川喜崇「震災復興と自治体間協力」『東日本大震災と自治体』2011.6 参照。
- (3) 市町村の応援協定については市川「前掲論文」参照。
- (4) 東洋大学 PPP 研究センター『被災自治体の後方支援体制の構築に向けて—ヒアリングから見えてきた制度的課題—』2011.6, 1 頁。
- (5) 「対口支援」については、関西広域連合ホームページ「平成23年東日本大震災への関西広域連合の対応」参照。
- (6) NHK 番組「復興を支え続けたい～名古屋市長期派遣の記録～」(目撃! 日本列島) 2012.2.4 参照。
- (7) 名古屋市「大災害発生時の指定都市における被災地支援のあり方について～陸前高田市への丸ごと支援の経験を踏まえ～」2011
- (8) 津軽石昭彦「震災を契機とした自治体間連携—雇用対策の側面から—」『ガバナンス』2011.9 参照。

* なお、岩手県、盛岡市、矢巾町及び滝沢村から資料を提供していただいた。この場を借りて謝意を表したい。



リサイクルを主とする 震災廃棄物処理対応

東北大学大学院環境科学研究科教授 吉岡 敏明

1 はじめに

東日本大震災後の復旧・復興に向けたシナリオが様々な立場で検討されているが、先ず、震災によって発生した廃棄物を処理しなければ何も始まらないことは衆目の一致するところである。震災廃棄物は、地震動による廃棄物もさることながら、津波被害によるものが圧倒的に多く、これまでの災害廃棄物処理の観点のみからの対応では困難を極めることは言うまでもない。可能な限り環境面でも制度面でもリスクやバリアを低くして、適正に、且つ、可能な限りスピード感を持って取り組むことが不可欠である。

東日本大震災によって発生した震災廃棄物の量は、平成24年2月の時点で、岩手県476万t、宮城県1569万t、福島県208万tの計2253万tと見積もられている。自治体によって大きく異なっており、一般廃棄物処理業務に照らし合わせると、仙台市は約3年分であるのに対し、石巻市では約105年分と見積もられている。したがって、単に焼却と埋立に頼るだけでなく、リサイクルという新たな視点で処理業務を実践すべきであり、さらに、リサイクルは広域的に進めなければ復興の道のりは果てしなく遠いものになる。

ここでは、仙台市の事例を紹介しながら、リサイクルという視点を重視した処理の在り方と、その効果について紹介する。

2 経過時間に伴う処理フェーズの移り変わり

災害によって発生したがれき処理には、経過に伴って（1）救助（2）不明者・遺体搜索（3）家財探索・確認（4）がれき撤去と、フェーズの移り変わりがある。これは、阪神大震災の時のような地震動による被害と、今回のように圧倒的に津波被害がある場合とで大きく異なる。

地震動被害の場合には、家財探索・確認に一定の目処が付いた段階で一気に処理が進むが、津波被害の場合は、未だに不明者が多く、また、家財探索・確認も困難な状況にある。

「いち早くがれきを処理して欲しい」と誰もが思っているが、3ヶ月を経た時点でも行方不明者が8,500人を超える状況下では、慎重に撤去作業を進めなければならない。また、法的にも被災者への心のケアの観点からも、家財・私財や思い出の品等の確認をしながら撤去・処理を進めることが重要になる。ましてや、津波で被災している状況ではなおさら慎重に行動しなくてはならない。例えば、地震動による被害が大きかった阪神・淡路大震災のときは、行方不明者や家財等の確認は比較的その場で対応し易く、一気に撤去作業に移ることができたのに対して、今回の震災は津波による被害があまりにも大きすぎて、その場での確認作業が極めて困難となっていることも想像に難くない状況である。

3 誰が処理するのか

発生したがれきを「誰が処理するのか?」という点は、処理に掛かる費用、具体的な処理・処分方法の選択、実際に対応する人材確保の観点から、最も大きな課題である。実質的には行政が行わざるを得ず、現行制度でも「もの」として見た場合の処理区分と「場所」として見たときの処理区分とで混乱が生じる。産業系のものも一般家庭のものもごちゃ混ぜの状態で散乱し、港湾地域、漁港、工業地域、農業地域、道路や一般住宅地までも巻き込んだものを誰が処理するのか。一応、がれき全てを「一般廃棄物」として環境省が全てを面倒みることにしているが、「一般廃棄物」となった時点で実務を担う、あるいは担えるのは地元の市町村自治体ということになる。被災した自治体にそのマン

パワーがあるかという点、答えは否としかならない。結果的に県への委託によって処理されることになるが、県でも全ての市町村をカバーできる十分な人材確保は困難な状況である。

また、様々な制度的な制約を早急に解決していくには、膨大な事務的処理が必要になり、これもまた、被災自治体の対応を遅らせることになる。少しでも早く復旧・復興のフェーズに乗せるには、一定程度の緩和策が必要であり、災害に対応した制度の再構築が不可欠である。

4 集積所の確保

震災廃棄物を具体的に処理するに当たって、初めに集積する場所の確保が課題となる。行政が対応する場合は、一般的には市町村有地、県有地や国有地が対象となる。仙台市を例にとる



図1 仙台市宮城野区蒲生搬入場のレイアウト

と、震災後4日目の3月15日から5か所の市施設で市民持込による受入を開始し、最終的には8施設（延べ71,300 m²）を開設し、5月10日まで稼働した。さらに、委託によって運営される集積所は仙台市沿岸部の市有地と国有地に3か所（蒲生地区 310,000 m²，荒浜地区 270,600 m²，井土地区 350,500 m²。何れも宮城野区）を確保し、4月22日から搬入を開始している。

このように実行できた最大の理由は、十分な土地があったことに加え、被災地域と市中心部が離れ、自治体としての役割が被災しながらも機能していたためである。一方、沿岸部の自治体は町全体が被災しているため、その機能を十分に果たすことは困難である。また、三陸沿岸部では特に土地のほとんどががれきに埋もれ、

集積所の確保が困難であることは言うまでもない。この課題については、県と県内市町村全てとの間でいち早く協議・連携して、土地の確保をすることが望ましい。

5 分別回収

震災直後から被災者の生活が安定するためには、早急に現場からがれきを撤去する必要がある。まず、集積所はその機能を果たさなくてはならない。しかしながら、闇雲に集積しては、その後のリサイクル処理に大きな支障をきたすことから、適正な分別が必要である。市民が自ら持ち込むための1次仮置場では、これを徹底させるために、粉塵の飛散対策のためのガードネットが張られ、ガラス・陶器類、金属くず、



写真1 仙台市蒲生搬入場における木くずの保管状況
(A) 丸太・流木，(B) 解体撤去木材，(C) 抜根，(D) チップ原料

家電製品やソファ類に分別され、ドライブスルー形式で搬入経路を確保した。

最終的に廃棄物を搬入する集積所（蒲生，荒浜，井土）においては，可能な限り環境リスクを排除しつつ，現行の各種リサイクル法に則した，且つ，リサイクル市場に適合した処理を可能とするため，重機の移動が迅速に行えるように十分な通路を確保し，遮水シートを施した対応がされている。

結果として，集積所で分別されたもののうち，現段階でリサイクルされているものは，金属類，木くず，廃家電，自動車，廃タイヤ類，畳類が先行している。金属類は地元業者等へ有価物としてリサイクルされ，廃家電や自動車はリサイクル法に基づいて進んでいる。木くず（写真1）については，2 m ピッチに切断して保管している流木や丸太は製紙メーカーへ原料としてリサイクルされ，抜根やチップ材は合板原料や家畜の敷藁として利用されている。また，畳類はプラスチックと混合して RPF（固形燃料）としてリサイクルされている。

6 分別回収の意味

「早急にながれきを処理するのであれば，埋立や海洋投棄でもいいのではないか」，「分別するのに手間と時間が掛かっては反って処理に時間が掛かる」という意見がある。被災現場の状況と被災者の心情を汲み取れば理解できないこともないが，分別することのメリットと大きさを次の二つの視点から述べる。その1は，十分な焼却施設と埋立地の確保の問題である。焼却施設や埋立地を新設するには広大な土地の確保と予算を裏付けなければならない。さらに，地域住民の了解も得なければならない。ながれきの集積所の確保を優先しなければならない状況下では，安易に全てを焼却と埋立に頼ることは非常に危険な選択であろう。可能な限りリサイクル

に廻すことで，集積所からの廃棄物を失くし，被災地の廃棄物をいち早く撤去することが望ましい。その2は，廃棄・処理しなければならないものの性状・成分が不明のまま安易な埋立や海洋投棄は，未来に大きな環境リスクを課すことになり，その修復にまた多くの時間と費用が発生しかねない。

しかしながら，スピード感を持って対応する必要がある中で，仮設の焼却施設が必要になるが，これを最低限に抑えるには，ある程度の分別をしながら，復興資材に回せるものはリサイクルを進めることが一つの解決策になるであろう。

7 復興を目指して

仙台市の例は，東日本大震災の震災廃棄物処理について，先進的な自治体として評価されている。まず，個人と組織との業務分担を明解化して，計画・企画・調整的な実務に精通した担当者へ個別事業の権限を付与しつつ，管理的な業務は組織により対応したことである。これによって，それぞれの責任の所在を明確化している。また，地元経済の復興も念頭に置き，地元事業者と災害時の応援協定を締結等し，震災廃棄物処理を担い采配が可能と思われた建設・解体・廃棄物処理等の地元業界団体に対して，震災直後から当該処理業務の実施を打診し，震災廃棄物等及び自動車撤去，損壊家屋等の解体・撤去並びに搬入場の運営管理等の業務それぞれについて，各担当者は地元業界と直接かつ密に調整及び指示し，地元業界と連携した施工等の管理体制を敷いた。このための独自予算も早急に組んで，執行の迅速化を図っている。

しかし，同じような取り組みを他の自治体ができるわけではない。むしろ，仙台市の例が異例の対応とみるべきであろう。つまり，仙台市はいわゆる一般廃棄物への対応はもちろん，産業廃棄物をも業務の一環として取り扱うことが

できる自治体であったこと、また、津波によって壊滅的な被害を受けずに行政が執行できる環境にあったことが大きな要因である。また、危機管理として、事前に対応策を平成19年の時点で構築していたことも、迅速な対応ができた要因である。しかしながら、例え、事前の危機管理を徹底していても、自治体そのものが壊滅的な状況にある中では、同等の対応は困難であろう。今後、起こりうる災害に対して、災害廃棄物全般については一定程度の広域連携が必要なことも事実である。

幸いにも、我が国では1970年代以降、環境関連の様々な制度は、環境リスクを低減するために整備されてきた。また、ここ10年ほどの間に、様々なリサイクルの制度が動き出し、環

境負荷の低減と資源セキュリティの視点から様々な環境関連産業が興りつつある。

東北地方はこれまで域外の廃棄物を最終処分地として受け入れる立場にあった。今回の震災は、これまでの廃棄物処理の流れを見直す契機になるものと考えたい。様々な廃棄物をどのように適正にリサイクルするか、またリサイクルすることにより派生する産業を東北域内で、さらには国内でどのように成長させていくか、様々な角度から多くの復興ビジョンが提案されそうな気配を感じる。

東日本大震災で発生してしまったがれきを単に廃棄物として捉えずに、その処理を通して新しい視点に立った町がつくられることを期待したい。





東日本大震災後の地域の復興と 未来に向けた「子どもにやさしい“まち”」

山形大学地域教育文化学部教授 佐藤 慎也

1 はじめに

東日本大震災が発生し、一年が経過したが、2万人近くの多くの犠牲となられた人たちに改めて心から哀悼の念を抱くとともに残されたご家族、関係者の皆様はこの一年の歩みとこれからの未来に向けた歩みに心から祈りを捧げたい。

持続可能な社会とは地球温暖化に向けた課題だけではなく、自然災害に付随する様々な危機に対してしっかりとしたシナリオを持つという意味を深く考えさせられる一年となった。世界の地震の2割が集中すると言われている地震国日本の地域づくり・都市計画が、明治近代化以降採り入れられてきた欧米型のフレームだけではない新たなフレームを再構築していく時期に差し掛かっているといっても過言ではない。それはマップ上に記された2次元の図表や地図で表現された総合計画や都市計画を3次元として立体的に考えること、また自然災害が絶えない風土に対して持続可能性を含んだ将来ビジョンから時間経過とともに変化し、持続していくシナリオベースの地域づくりに転換していくことに繋がっている。

地震への備えに関しては、宮城沖地震により建築基準法が大きく見直され、阪神淡路大震災、中越地震等を受け、耐震対策など大きく前進してきた。今回の大震災ではM9.0という地震の揺れにより被災した建物、崖崩れ等も数多く出たが、東日本大震災以前にもM7クラスの地震

が頻発していた状況もあり、地震を耐え抜いた建物も非常に多くあった。

しかし、その後発生した大津波、更には原子力発電所による放射能災害については、世界史上類を見ない複合災害であり、十分な対策が採られてこなかった。防災科学の研究分野においても2004年のスマトラ島沖大津波を受け、東北大学の今村教授をはじめとした研究グループが、津波対策として大規模津波を想定したハザードマップ策定に動く準備を進めていた矢先の出来事であったこともいわれている。

ここでは、地域づくりの視点から東日本大震災後、どのような困難や課題があったのか、時系列的に整理し、新たな地域復興への視点とともに未来に生きる人々に向けた盛り込まれるべき未来像を探っていきたい。

2 被災地における災害発生プロセス

東日本大震災は4～5分間に及ぶ非常に長く強い揺れによって数多くの被害が発生した。建物の倒壊、柱、梁、壁材の亀裂等の被害、集合住宅における剪断破壊、商業施設における階段等の落下、傾斜地における地盤の崩落、沿岸地域における液状化、集合住宅における火災、建物の傾斜、超高層建築物と地盤との共振、アンテナ塔の破壊、石油タンクの炎上などが挙げられる。

地震発生直後、すでに潮位の変化は観測され始めていたが、実際に大きな波が押し寄せたの

は地震発生から 20 ～ 30 分後頃からになる。押し寄せた大きな波は 4 ～ 5 分で街全体を飲み込んでいった様子が各地の人々が記録した動画に収められている。地震が発生してから、1994 年の北海道南西沖地震での奥尻島の場合には 4 ～ 5 分で津波が到達したのに比べて、今回の津波が到来するまでは避難のための時間があつたが、映像の中には、車で家族を捜しに自宅に戻ろうとする人、家の片付けを行っている人、積み荷を届けようとする人など津波到来直前まで街に留まる人たちが映し出されている。一方で高台に避難した人たちからは遠方から徐々に街並みが破壊されていく様子に驚きながら、「上がれ」「上がれ」など避難を呼びかける懸命な声が発せられている。

非常に危機的な状況が迫っているにも関わらず、遅延的な行動となった要因としてどのような意識があつたのか。「平成 23 年東日本大震災における避難行動等に関する面接調査」（内閣府・消防庁・気象庁共同調査 2011.7）では避難に関して「家族を確認する時間がある」という感覚、「津波到来を意識していない」など大きな課題が残されていたことがわかる。「家族を探す」「自宅へ戻る」などの行動要因を減らすことが被害軽減に結びつくとされている。

こうした状況に対して地震津波に関する防災教育を受けていた子どもたちが、率先して避難に当つたケースも報告されている。釜石市のケースでは、集団避難を中学生が促し、当初の設定避難区域を越えて臨機応変に更なる避難を行ったケース、下校後の子どもたちが、高齢者にも呼びかけて避難したケースも見られた。こうした子どもたちの避難への自主性を育む試みが、互いの命を守ることに繋がることは未来への記録として記されるべき事象であろう。

3 明治・昭和三陸地震津波による復興の検証

次に歴史的な記録から東日本大震災における復興に向けた指針を検討したい。「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書 1896 明治三陸地震津波」（中央防災会議 2006）の第 6 章は明治三陸地震津波（1896 年）から昭和三陸地震津波（1933 年）にかけてどのように町が変化していったかというテーマでまとめられている。明治三陸地震で大きな被害を受けた大船渡市吉浜地区はその後、高台移転を進め、昭和三陸地震津波ならびに今回の地震ではほぼ被害がなかった。こうした街のあり方は震災復興における高台移転に向けた幾つかのヒントが隠されている。

一つは高台移転先と漁港との程良い位置関係にデザインされていることが挙げられる。漁港を見下ろせる位置に住宅地が整備され、今回の津波の際にも、津波の到来状況が把握しやすく、津波に対しても正面で波を受けない位置に配置されている。また町の中心部は自然の崖が津波を防ぐような工夫がされていることがわかる。

この吉浜と同じように高台移転を行った集落は明治三陸地震津波以降、43 のケースがあつたが、やがて歳月の中で平地に戻り、再度、昭和三陸地震津波で被災してしまったケースがほとんどだったといわれている。高台移転後、こうした傾向は 10 年経過したあたりから顕著となり、低地に戻った要因については、浜との距離、不便さ、豊漁が続いたこと、移転先の火災、家制度の維持のために地域外からの移住者が多かったことなどが挙げられている。人間が記憶を留める期間より地震津波が発生する周期が長いために、持続可能な未来のためのシナリオが必要となろう。

もう一つ注目しておくべき特徴としてあげられるのは 3 月 3 日の未明に起こった昭和三陸地震津波では 0-10 歳未満の子どもたちの犠牲者

がとても多くあったことである。また 20 歳代の若い世代の犠牲者が目立っている。このことから大津波が発生する時間帯によっては改めて家族をベースにした避難のシナリオを考えておく必要があろう。住宅地を浸水区域内に設定した場合には、避難をしやすい時間帯、しにくい時間帯、避難を考えるか、考えないか、地震を感じた時に生まれる危機感に差異が生じてしまい、多くの犠牲者を生み出す可能性がある。

さらに車を使って浸水区域を移動中の人にも被害が多く発生した。これは明治三陸地震津波、昭和三陸地震津波にはなかった特徴だったといえる。車にはラジオやテレビ、カーナビなどが装備され、瞬時に情報が入るという利点があったが、大津波が自分の走っている道路にやってくるという認識はできなかったものと考えられる。車避難を意識した緊急時の道路のあり方、家族の安否確認、自宅の状況確認など、人々の行動を意識したシナリオも合わせて必要となろう。住宅の高台移転や安全なところへの住宅地の移転は車避難を高台や安全な所へ誘導する手掛かりになるものと考えられる。

4 原子力災害と被災地の状況

続いて原子力災害の進行状況について主なものを表 1 にまとめた。震災発生から原子力災害に至るプロセスでは、3 月 11 日の東日本大震災後、津波が襲来したために福島第一原子力発電所の冷温停止の仕組みが破綻し、翌日には 1 号機の水素爆発が起きた。それを受けて避難を必要とする範囲が 10 km 圏から 20 km 圏に拡大した。さらに 14 日には 3 号機、15 日に 2 号機、4 号機と相次いで爆発または損傷し、食糧やエネルギーが枯欠する中で避難を強いられる大変厳しい状況にあったことが伺える。4 月には福島第一原子力発電所からの距離が 30 km を越える地域でも高い放射線量のために避難が必要

となるエリアが見つかり、計画的避難区域に指定され、村を離れる人たちもあった。今まで生活していた環境を追われた上に、健康被害についても心配し続けなくてはならないという立場は非常に人生にとって大きな重荷を背負ってしまった感覚であろう。

これまでに避難が必要となった人数は 20 km 圏で 7.8 万人、30 km 圏で 14.1 万人に及ぶ。

5 地域の復興と「子どもにやさしい“まち”」

地域の復興を推進していくに当たって震災からの復興計画、津波被害からの復興計画、そして原子力災害からの復興計画の大きく 3 種類の復興について想定が考えられる。

地震被害からの復興では個々の住宅、施設に関しての復旧作業が現在進行中であり、個々の所有者による復興が難しい住宅地の地盤の崩壊による集団移転などの復興計画も検討の視野に入ってくる。

津波被害に関しては、津波以前の町並みに全てを復元することは、次の津波がまた数十年後に襲来することを考えると難しい面がある。明治時代、昭和初期と違って現代は、物流や人のための多様な移動手段を手に入れている。内陸部と同じように津波後も何事もなく、コミュニティが復興していけるような地域にしていくのか、過去から学び、未来に繋げるための創造的な岐路に立たされている。

原子力災害を受けた地域に関しては地域を復旧し、復興に結びつけていくためには、二つの大きな意志が必要のように感じている。一つは地域に戻することを前提とした効果的な除染方法の開発と普及である。同時に除染で出た放射性物質を無害化できるプラントの開発も平行して進めなくてはならない。まずは復旧への足掛かりとなる安心感のある地域を創りだすことが望

表 1 東日本大震災発生以降の原子力災害に関連したトピックス

3.11	14:46	東日本大震災発生	7.1	東京電力・東北電力で電力使用制限令
	15:30	各地で津波が襲来	7.11	政府統一見解原発再開に新たな安全評価実施
	16:36	原子力緊急事態宣言	8.3	原子力損害賠償支援機構法成立
	21:23	原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示福島第一の 3 km 圏内の退避、避難 3 km から 10 km 圏に関しては屋内退避の指示	8.21	警戒区域の一部の長期化を想定し、国による土地買い取りも検討
3.12	5:22	福島第二の 3 km 圏内の退避、避難 3 km から 10 km 圏に関しては屋内退避の指示	8.29	原子力損害賠償紛争解決センター開所
	5:44	福島第一 10 km 圏内の退避、避難指示に拡大	9.4	森林の除染についての懸念が顕在化
	午後	福島第二 10 km 圏内への退避、避難指示	9.25	5 市町村長が緊急避難準備区域解除への不安を表明
	15:36	福島第一で爆発的な事象（水素爆発）が発生	9.27	中央防災会議が最大級の地震・津波を想定へ
	20:20	退避指示を 20 km 圏内に拡大	9.30	緊急時避難準備区域解除
3.14	11:01	懸念された爆発が 3 号機で発生	10.1	緊急時避難準備区域内だった学校等再開
3.15	6:45	2 号機格納容器接続のサプレッションプールが欠損	10.10	福島で子どもの甲状腺検査始まる
	11:00	4 号機水素爆発確認 20 km から 30 km 圏内に関しては屋内退避の指示	10.20	福島県議会は県内にある原発全ての廃炉を求める請願を賛成多数で採択
3.16	8:00	3 号機で白煙が生じて、放射線量が急激に上昇文部科学省によるモニタリングが 20 km から 30 km 圏を中心を開始	11.2	福島第一 2 号機核分裂の可能性を公表
3.17	9:48	自衛隊による空中からの海水の投下	11.2	原発防災重点地域を 30 km に拡大することを合意人口規模で 2 千万人近くが対象
3.18	午前	福島第一 3 号機への陸上からの放水作業	11.8	双葉郡 8 町村の全世帯を対象にした福島大学調査で 1/4 が戻る気はないと回答
3.19		食品モニタリング開始出荷制限	11.17	福島市大波地区政府から米出荷停止指示
3.21		出荷制限が福島県以外にも拡大	11.25	地震調査委員会が三陸沖北部から房総沖で大津波地震の発生確率を 30 年で 30% 程度と公表
3.25		20 km ～ 30 km 圏の地域に対して自主避難を促す	12.9	復興庁設置法成立
4.2		高濃度汚染水の海への流出確認	12.16	首相、事故収束工程表の「ステップ 2」完了を宣言
4.7	23:32	最大震度の余震が発生	12.19	東北・関東地方の 102 市町村を汚染状況重点調査地域として環境省が発表
4.11		避難区域の変更新たに計画的避難区域と緊急時避難準備区域の設置	12.26	東日本大震災復興特別区域法施行
4.12		国際評価尺度の暫定評価で「レベル 7」に変更	12.28	放射性汚染物質保管のための中間貯蔵施設を双葉郡内に建設する政府方針について協力を要請
4.17		原子力事故の収束工程表の発表	1.15	二本松市は民間賃貸住宅 1 階で屋外より高い放射線量が検出されたと発表
4.21		20 km 圏内を警戒区域に設定福島第二については避難区域を 8 km 圏内に縮小	1.16	文部科学省が米軍へ 3.14 の時点で SPEEDI データを提供したことが明らかになった
5.10		警戒区域内の川内村に一時帰宅許可	1.26	避難指示区域で除染作業工程表を環境省が発表
5.12		東京電力が 1 号機の炉心溶融の可能性を認める	1.31	福島県が避難区域復興局の新設を表明
5.24		2 号機、3 号機についても炉心溶融に言及	1.31	原発の運転期間を 40 年に制限する原子炉等規制法改正案が閣議決定
6.6		1 ～ 3 号機でメルトスルーの可能性との見解	2.1	福島・川内村が 4 月に帰村することを宣言
6.16		注意喚起、情報提供、避難の支援等を行う特定避難勧奨地点を設置	2.9	飯館村長「除染完了後帰還は 6 割程度」として支援の充実を求める
6.24		東日本大震災復興基本法成立		

※ 内閣官房長官会見・東日本大震災全記録（河北新報社）・東日本大震災共同通信ニュース等を参考に作成

まれる。特にその地域の生業が再興できる状況、生活のための物資が今までのように手に入る状況、さらには子どもたちのいる家族が安心感を持って戻ってくるができる状況を整えることが地域の復旧へのシナリオとして必要であろう。

もう一つは除染が難しい地域に関しての長期的な定住を想定した集落の計画である。この定住策に関しては協力を惜しまない自治体の存在が不可欠である。隣人の悲しみ、困難を少しでも分かちあい、地域共生の意志を持ち続けることができるかが、未来への種を蒔き、実りの時期を迎えるための大きな鍵になるのではないかと考える。

震災後の現状からどのように復旧し、復興するかといった課題とともに重要な位置を占めると考えられるのが未来に生きる子どもたちへの伝達方法であろう。その一つのヒントとして国際連合ユニセフが押し進める「子どもにやさしい“まち”」事業がある。

この「子どもにやさしい“まち”」を意識した活動が日本ユニセフ協会や Save the Children といった国際 NGO を基軸に様々な地域 NPO によって被災地域への浸透が始まっている。仮設住宅や復興住宅地での「コミュニティガーデンづくり」、室内外で子どもたちが想像の世界を膨らまし、体を動かすことができる「冒険遊び場づくり」、街の仕掛けを楽しみながら子どもたちの参画に結びつけることができる「こどものまち」、地域のかつての資源を想起し、未来のまちを創造する「まちづくり学習」など様々なアプローチの方法がある。(写真1～3参照) 地域の絆の再興と安全で安心な地域づくりに向けて子どもたちとともに歩んでいくことが、被災地での持続可能な地域を創り出すことに繋がるものと考えられる。地震災害、津波災害、原子力災害から復興への道のりは厳しいが、その経験は、改めて世界に向けた地域復興の大きな糧になることを祈りたい。



写真1 七郷あそび場



写真2 せんだいこどものまち



写真3 まちづくり学習



研修業務を振り返って 〔東松島市での新規採用職員研修体験実習〕

山形県職員育成センター人材育成課主査 鈴木 とも子

【はじめに】

この研修を実現するにあたって、この場を借りて改めてご協力いただいた東松島市災害ボランティアセンター、宮城県公務研修所、東北自治研修所の皆様、貴重な経験をお話して下さった宮城県気仙沼地方振興事務所の大場圭介技師にお礼を申し上げます。今現在も被災地で奮闘するすべての皆様に敬意を表しますとともに、一日も早い復興を心より願っています。

【体験実習の実施】

私たち山形県職員育成センターでは、平成23年度新規採用職員研修体験実習として7月11日、12日に1泊2日の日程で宮城県東松島市での被災地支援活動を行った。これまでの研修では実施したことのない長距離の移動、炎天下での作業は熱中症やけがなどの心配もあったが大きな混乱もなく順調に修了することができた。

その概要は下記のとおりである。

〈7月11日（1日目）〉

6：45 職員育成センター出発

7：10 山形駅前出発

- ・研修生（107名）は二箇所の集合場所からそれぞれ大型バス3台に分乗

身体に障害ある1名はセンタースタッフ運転の車で移動

- ・バス内オリエンテーション

※研修の趣旨説明、全員の自己紹介や事前課題「東松島市の被害状況について」「東松島市におけるボランティアの活動状況について」の口頭発表など

9：00 頃 東松島市牛網地区の災害ボランティアセンターサテライトに到着

9：45 道路側溝清掃（泥あげ）開始

- ・班ごとに、側溝の蓋上げ、掻き出し、異物の選別、袋詰め作業に着手

14：45 頃 作業終了

15：40 東松島市を出発、東北自治研修所へ

- ・甚大な被害を受けた東松島市の野蒜地区を車上から視察

17時頃 東北自治研修所到着

19：00 夕食兼懇親会

～1日目日程終了

〈7月12日（2日目）〉

8：30 オリエンテーション

8：45 谷関宮城県公務研修所長あいさつ

9：00 講話「東日本大震災を経験して思うこと」

宮城県気仙沼地方振興事務所大場圭介氏

10：40 講話「災害と行政及び危機管理」

山形県危機管理課危機管理アドバイザー

齋藤昭氏

昼食休憩

13：00 グループワーク

- ・10班に分かれ、1日目の活動と2日目の講

話を聞いて感じたこと、学んだことを発表し意見交換

14:00 個人ワーク

- ・「研修を通して感じたこと、学んだこと」「公務員として、一個人として、今後どう行動していくか」を800字以上で研修レポートの作成

15:00 職員育成センター所長あいさつの後、東北自治研修所出発

16:45 山形市内で解散

～全日程修了

【体験実習の実施決定まで】

本来、体験実習は4月の新規採用職員研修前期において実施しているが、本年度は体験実習と宿泊体験は中止、日程を5日間から2日間に短縮し最小限の座学と接遇研修のみ行った。

この決定の際、「ぜひ、現場へ行く体験実習はしてほしい」との知事からの指示を受け、中止した体験実習を実施するため、本格的に動き出したのは5月の下旬である。この頃、毎週末山形市内から発着する被災地支援のためのボランティアバスに毎回100名ほどが集まることを知り、直感的に被災地で行う支援活動を中心とした体験実習が可能ではないかと考え、宮城県内の災害ボランティアセンターすべてに対して100名を超えるボランティアの受入れの可否の聞き取りを行い、センターの有志職員とボランティアバスに参加した。

被災地では行政と住民、ボランティア、NPO等が地域の復旧復興へ向けて様々な困難、課題解決に協働して取り組んでおり、被災地は、その役割や活動は異なるもののそれぞれの立場でお互いに尊重しながら奮闘している生きた現場であった。そこにわれわれは今必要とされていること（＝現地では人手が圧倒的に不足している！）を実感し、「未曾有の被害を直接見、聞

き、肌で感じ取る」「与えられた仕事に精一杯取り組み、少しでも効率よく効果をあげ気持ちよく仲間と働く工夫をする」「様々な角度から現場を知り、支援者を含めた現地の人々と触れ合う」等々、体験実習が意図する、「現場主義」「共同作業の重要性」「民間の視点」の習得、というねらいに被災地での支援活動がぴったりと合致するという確信を得た。

そこから、被災地での支援活動と被災自治体の職員の経験を聞くこと、この二つを柱にし、一人一人が感じたことを宿泊体験でのコミュニケーションやグループワークでのディスカッションを通じて仲間と共有し、個人ワークとして文章化することで何を感じたか、公務員として自分は何をすべきで何ができるのかを自らに落とし込む、というカリキュラムの原型が出来ていった。

【私たちが行った事前準備

その1 現地へ何度も足を運ぶ】

職員が役割分担し、支援活動を行う東松島市には研修に同行するセンター職員は必ず一度は訪れ、多い職員で3回赴いた。また実際に受入れ先の東松島市災害ボランティアセンターでボランティアとして活動をし、刻々と変わる被災地の状況や被災者が求める現場ニーズを直接見て聞いた。そこからカリキュラムに視察ルートが提案され、雨天時のカリキュラム変更をどうするかなど具体性を伴った肉づけがされていった。また、移動距離の長さや道路の混雑などを考慮し移動時間を有効に使うなどスケジュール管理にも活かされることになった。

【その2 情報収集】

私たちは、研修に参加する新規採用職員は大震災が起きた直後に新たに就職し、環境が激変する中、自分と時間に余裕をなくし、被災地に

直接貢献できないもどかしい思いをしている職員が大半ではないかと分析した。

私たちは研修のプロかもしれないが、被災地での活動は全くの素人である。直接現地へ足を運び災害ボランティアの活動状況を知れば知るほど、どのようにしたら、107名の新規採用職員のモチベーションをより高め、安全に作業を行うことができるか、という思いをもった。そこで山形県内を拠点として現地で活動しているボランティア交流会に参加し活動の状況や課題を聞き、協力を求めたところ、ボランティアバスを主催しているスマイルエンジンと山形ボランティア隊からは実際のコーディネートや運営側の留意点など貴重なアドバイスをいただくことができた。また、新規採用職員研修で自県の被災地支援活動を行った岩手県からも実施状況をお聞きし、自らの課題とすることができた。

これらを元に、実施通知の組み立てや当日の班編成、バス内でのモチベーションを高めるアプローチなどの工夫ができた。

【その3 他機関からの協力を仰ぐ】

災害時の危機管理について体験に勝るものはない。被災した県の職員の経験を今後山形県が直面するかもしれない緊急時の課題として受け止め、共有しなければと考え、被災した宮城県職員の方の講話を当初からカリキュラムの柱の一つにしたが、それは宮城県公務研修所の協力で実現することができた。宮城県気仙沼地方振興事務所の大場圭介技師による講話は穏やかな語り口の中に体験した者にしか話せない圧倒的な迫力と緊迫感があり、多くの新規採用職員は最後のレポートに自分や行政に求められる役割や使命を改めて問う貴重な機会となったことを記しており非常に有意義なものとなった。

また、宿泊体験と二日目の座学のお借りした東北自治研修所には様々なご相談に乗って

いただいた。宿泊時の夕食を兼ねた懇親会では、東松島市ご出身の料理長から新規採用職員に向けて被災した地区の現状や思いを率直に語っていただき、これまでメディアを通してしか伝わらない声を直接聞く貴重な経験となった。

【その4 安全を第1に】

現地へ足を運び、情報収集を進める中で一番の課題となったのが安全の確保である。東松島市災害ボランティアセンターとのやりとりでは、実施直前まで作業内容と作業場所がわからないとされていたため、各自の装備についてはどのような作業でも苛酷な環境でも活動できるような標準的重装備で臨んでもらうよう持ち物を指示したが、現地の状況を知らない者からは戸惑いの声が上がったのも事実である。一つの事故や怪我がすべてを台無しにするという基本を踏まえ、なぜ必要なのかを丁寧に周知した。

また、余震がいつ起こるかわからないことや7月中旬という酷暑の時期に炎天下作業をすることから、前述した現地での打ち合わせやボランティア団体からの情報提供により、いざ余震が起こったときの行動、日程や休憩の取り方、熱中症対策などの危機管理対策も行った。

【最後に】

今回の体験実習について、受講アンケートとレポートにより107名の視点から様々な感想と意見が出された。一つ一つ取り上げたいところではあるが、津波の残した被害の大きさ、地道な作業の途方のなさ、ボランティアスタッフの日に焼けた笑顔、麦茶や休憩場所を提供しねぎらって下さった住民の方とのふれあいなど、各自が今回の体験を通して現状を分析し、カリキュラムの一つ一つに対し今の自分と向き合い、今後のあり方を探ろうとする意思が読み取れた。新規採用職員には、この経験を共有し(今

後想定される本県の災害発生時に第一線で奮闘願っている。
する職員としても）ますます活躍してほしいと



【作業の様子 1】



【作業の様子 2】 住民の方から麦茶の差し入れ

研 修 受 講 記



第 185 回東北六県中堅職員研修を受講して

石川 幸司

山形県金峰少年自然の家主事

研修生活も残りわずかとなっていた昨年 3 月 11 日、地方財政問題の清水先生の講義中に第 185 回東北六県中堅職員研修生は東日本大震災に遭った。

揺れが始まり机の下に潜ったものの、後ろのイスは崩れ、会議用デスクは（輪止めしていたにも関わらず）最後列だった私のすぐ傍まで迫り、天井は今にも崩れるように建材の粉が落ちてくる。その状況は、少し前のクライストチャーチの地震による建物の崩壊を連想させ、この建物が崩れたら…と考えてしまう程で、その後確認したが、壁材の一部も崩れ、宿泊棟の家電製品や家具等は吹っ飛んでいた。

しばらくして揺れが一旦収まり、全員玄関前に避難したこの時間帯は辛うじてまだメールが送受信でき、職場と家族にとりあえず自分が無事である事を連絡できたが、時間が経つにつれ電話もメールも繋がらなくなった。

幸い研修生に怪我人は無く、宮城県からの研修生 3 名と岩手 2 名が急いで帰路に着き、それ以外の研修生は宿泊棟から必要最低限の荷物を持ち出した上で管理棟に集まった。研修所には自家発電があり、燃料もあり、水は貯水槽に溜まっている。食糧についても個人持ちの缶詰、インスタントラーメンや食堂のパン、菓子類などがあり、カセットコンロ等もあったためひと

まず身の回りのことについては安心できる環境だったが、情報はほぼラジオだけが頼りの状況となっており、断片的に伝わってくる地震と津波の被害情報などに皆が不安だった。

度々起きる余震で眠れない夜が明けた翌 12 日、明るくなってから宮城の 1 名が研修所を離れ、その後午前中に研修の中止が決定された。研修生は各自の判断で地元に戻る事になり、翌 13 日早朝の比較的車の少ない時間帯に山形 3 名、岩手 3 名が地元に向けて出発し、185 回生で研修所に残っているのは公共交通機関で来ていた福島、青森の 3 名と自家用車の燃料が心許なかった秋田の研修生と私の 5 名となった。

自転車で公民館にテレビを見に行き、昼頃に研修所に戻ったところ、先に出発した山形の面々から「国道 48 号線は一か所で片側交互通行だったが、それを越えれば普段通りに車が流れていた。山形側では電気も復旧しており、比較的車の流れは順調」との連絡があった。中堅職員研修担当の佐藤さんからも「清水先生を山形県まで送り届けて欲しい」との話があったため、公共交通機関の復旧を待つ事は諦め、自家用車には山形で何とかガソリンを入れられることを期待して、残っていた自家用車 2 台に分乗し、山形県経由で地元を目指すことにした。なお、出発の際に研修所の方々から貴重な食糧や

飲料水を「何があるか判らないから」とたくさん持たせて戴き、さらに途中まで裏道の先導までしていただいた。

県境を越えて少し経つと、先に着いていた山形のメンバーから連絡があり、「自分は何とかガソリンを入れられたので、福島方面に清水先生を含む2名を送り届ける」と申し出てくれたため、福島方面については先発メンバーにお任せし、私はスタンドを探しつつ方向が分かれる所まで秋田の車を先導した。結局山形県内でも給油は出来ず、別れた後秋田に着くまで燃料が持つか心配したが、その後何とか辿り着き、同乗していた青森のメンバーも地元に戻ることが

できたと聞いて安心した。しかし、太平洋側の惨状も聞き、研修生の中にも大変な被害に逢われた方がいると聞いたときは本当に言葉も出なかった。

今思い返すと、本来あった予定の研修の一部を震災に見舞われたことにより行うことが出来なかったことは残念である。今も東北は大変な状態だが、こんな時の出会いであったからこそ、第185回研修の仲間との繋がりを大切にし、研修所職員の方々や今までこの研修を受講した諸先輩方始め全ての方々と共に復興のため、「東北の自治体職員」として役割を果たして行きたい。





第 185 回東北六県中堅職員研修を受講して

浅井 純子

青森県上北地域県民局地域整備部技師

平成 23 年 3 月 11 日、私達研修生は講義中に地震にあいました。

第 185 回東北六県中堅職員研修は 1 月 17 日～3 月 18 日までの二ヶ月間の予定で、残すところあと一週間、この日は金曜日で福島大学の清水講師の講義を受けた後、週末を利用して研修生皆で秋保温泉へレクリエーションに行こうと計画していました。

午後 2 時 46 分、突然、何かのアラームが鳴り響き、その後大きな揺れが始まり、地震が来たことに気づきました。後から思えば、あのアラームは研修生の携帯電話の緊急地震速報でした。あまりにも大きな揺れに皆一斉に机の下に避難し、長い揺れが収まるのを待ちました。教室の天井や壁、照明の一部がパラパラと壊れて床に落ち、机やイスは大きく揺さ振られて、これまで体験したことのない大きな地震に恐怖を感じました。

揺れが収まると、研修所の中堅研修担当、佐藤さんが教室まで来てくれ、講師や私達研修生を冷静に建物の外へ避難誘導してくれました。この一ヶ月ほど前に、自治研修所の消防訓練があり、研修生に消防班や救護班などの担当が割り当てられ、職員の方と共に避難訓練を行っていたので、皆慌てることなく落ち着いて行動することができました。3 月の外はまだ寒く、雪もちらついていたので、研修所建物の中で一番安全な事務室脇の会議室に避難することになり

ました。その後も度々起こる大きな余震に不安になりながら、ラジオから流れる被害の大きさ、離れた家族や友人の安否、職場の様子、色々な事が頭をよぎりました。宮城県と岩手県の研修生数人は家族の安否も心配なため、すぐ自宅や職場へと戻って行きました。道路の状況もよく分からないままでしたがとにかく無事目的地へ着くことを祈るばかりでした。

残った研修生は、宿泊棟が 5 階建てで揺れが大きいため、会議室へ毛布を持ってきて寝泊りすることになりました。研修所建物も被害が大きく、天井や壁材が所々崩れて落ちてくる状態だったので、皆ヘルメットをかぶりながら移動しました。ふと事務室を見るとホワイトボードがあって、建物内の危険箇所の状況や伝達事項が時系列でびっしりと書かれていました。このような災害時に情報伝達のためホワイトボードは大変便利だと感じました。

次の日、研修所の判断で中堅職員研修は、残り一週間を予定していましたが継続を断念し終了することとなりました。翌週行われる予定だった CS 接遇などの講義にとっても興味があったし、二ヶ月近く寝食を共にし、課題やレポートに取り組んだ仲間達と別れの挨拶もきちんとできないままに残念だと思いましたが、被災県の研修生の気持ちを考えると、研修どころではなくなっていました。

青森県から新幹線で来ていた私は、新幹線は

もちろん公共交通機関は全て不通となり帰ることができませんでした。同じく帰る様子を伺っていた研修生も引き続き待機させてもらうことになりましたが、皆、自然と力を合わせて必要物資を取りに行ったり、グループで荷物をまとめたり、大浴場の水をトイレへ運んだりと協力していました。

ある時、研修生の誰かが図書室の本が本棚からほとんど床へ落ち、山積みになっているのを見て片付けようと提案しました。研修生総出でも本を本棚へ戻すのは丸一日かかる大変な作業でしたが、少しでも研修所の手伝いが出来ればとの思いでした。片付けが終った後、研修所職員のご家族が好意でお米や食材を持ってきてくれ、温かいご飯やお味噌汁をご馳走してくれました。あの時はコンビニやスーパーも閉まり、物資の先行きが見えずご自宅の食糧も不安な時に研修生に振舞ってくれ、このご好意は大変ありがたかった、一生忘れられません。

そうこうしているうちに、岩手県の研修生も車で帰宅して行き、残るは山形、青森、秋田、福島県の研修生と福島大学清水副学長のみとなりました。何台かの車に分かれ、山形経由で福島や秋田方面へ講師と私達を乗せてもらい、帰宅を試みることにしました。道路の混雑やガソリンの残りが少なく無事に辿り着けるか不安でしたが、先発の車が道路の交通状況を逐一携帯電話のメールで教えてくれ、清水講師を福島まで送ることができましたし、私達青森組も秋田市まで車に乗せてもらい、JR 奥羽線が開通するのを待って次の日に帰宅することができました。これも一緒に同行してくれた仲間達のおかげでした。

職場に戻り新年度を迎えた頃、復興対応などで忙しい中にも関わらず山形県の研修生が7月に山形旅行を計画し、再び集まる場を設けてく

れました。残念ながら全員集まることはできませんでしたが、懐かしい顔に安堵するとともに、おいしい料理を食べながら積もる話を語らい、日頃の疲れを癒すことができました。各々の近況報告や家族の安否、職場での現状など、中には自ら希望して被災地へ支援活動に行った人、平日休日と休み無しに夜遅くまで対応にあたっている人、平日は復興対応に追われながらも週末にボランティア活動をしている人等々、皆の話を聞いてとても頭が下がる思いがしました。と同時に自分に何ができるのか、自分自身を見つめ直す機会となったし、どんなささいな事でも自分にできることをする、ということが大切だと感じました。私は建設業分野の仕事に携わっているので、一日も早く社会基盤を復旧させることで支援していきたいと思っています。

この東北六県中堅職員研修を受けてから、自分の県のことだけでなく東北六県の情報にも目が行くようになり、またそれが地元を振り返るきっかけとなっています。講義の中に広域連携というグループ課題がありましたが、このような災害時に連携できる事は多いと思います。集まった研修生達の姿を見ても、あらためて東北の人のやさしさ、助け合う強さを感じました。

二ヶ月間の研修内容は通常の業務では学ぶことができない大変参考になるものでしたが、それ以上に震災を通じて得た研修生との交流や協力した事が、私にとって貴重な体験となりました。私達、第185回の研修生は途中で解散という残念な形となり一緒に修了証をもらうことはできませんでしたが、あの災害時の記憶、助け合いによってより一層、絆の深まった研修生ではないかと思っています。

また、研修所職員の方々が大きな災害であるのに慌てふためく事なく、常に冷静に対応されており、私達に不安を感じさせないことが大変

助かりました。これも普段から真剣に取り組んでいる消防訓練や日頃の備えがあるからこそ適切な対応ができるのだと感じました。自分自身の職場においてもこの体験を活かしていきたいと思います。

最後に、研修の途中で荷物を置いたまま、各

自ばらばらに帰ることになり、その後の荷物の引取りや無事帰宅するまでの面倒を見てくれ、また心の支えになってくれた研修担当の佐藤さんには、研修生一同、大変お世話になりました、深く感謝申し上げます。

ありがとうございました。





第 187 回東北六県中堅職員研修を受講して

横澤 晃子

岩手県岩手町総務課主任

はじめに

この研修への参加の話をいただいたときは、長期間であることに多少戸惑いましたが、2 か月間純粋に学ぶことができる機会は非常に貴重であり、その機会を与えられるのはありがたいことだと思い研修への参加を決めました。この研修に快く送り出していただいた職場の上司や同僚には深く感謝しています。

研修内容について

研修は「少子・高齢化社会への対応」「地域づくりの視点」「環境問題」等の行政運営科目をはじめ、「行政法」「民法」「地方自治法」「地方公務員法」等の法制経済科目、「問題解決技法」「ゼミナール」「プレゼンテーション」等の演習科目と多岐にわたる内容でした。

法制経済科目では、法の意味、内容について学び、法を理解することの重要性を再認識しました。私はこれまで法学に対して苦手意識があり、公務員として働くうえで法律に関わることが必須なのは分かっていても積極的には取り組んでいませんでした。しかし、法学概論の講義やゼミナールで法律を学ぶにつれて苦手意識も薄れ、ゼミナールではより適切な解答を導き出すために、メンバーで意見を言い合い検討していくことが楽しくさえ感じられるようになりました。レポート提出等で時間的に厳しかったのですが、すべてやり終えることができたときは

充実感があり、また今後の業務においても非常に有意義であると感じました。

行政運営科目は、今自治体が直面している課題である、少子高齢化や環境問題、地域づくりについての講義、演習でした。これらの研修では、グループで検討する機会が非常に多かったのですが、話し合いの際に最初に感じたのは、他のメンバーの問題意識の高さでした。様々な視点からの意見を聞くことができ、今まで自分だけでは気づかなかった課題を見つけることができました。また、最初の頃は話し合いがなかなかうまく進まなかったのが、研修も後半になるとスムーズに討議できるようになり、反対意見も躊躇することなく出し合い、最終的には全員で一つの結論にまとめるということができるようになっていました。グループ討議では、目的と情報の共有化と、話し合いの内容をうまくまとめる能力が必要だと感じました。

問題解決技法やプレゼンテーションの演習科目では、理論的に考え整理して話すことを学びましたが、人前で話すことが苦手な自分にとって演習は苦痛でした。しかし、「相手に伝える」ことはコミュニケーションの基本なので研修で学んだことを生かし、これを機会に克服してきたいと思います。

おわりに

今回の研修を受講した結果、公務員としての

知識や能力が不足している自分の現状を改めて認識したことによって、今後の自分の課題を明確にすることができました。

これからは常に問題意識を持ち、論理的に考え、物事に積極的に取り組んでいきたいと考えています。また、この研修で多くの素晴らしい仲間とめぐり合えて、「東北市町村職員」のネッ

トワークができたことはこれからの自分にとって大きな財産であり、心強い支えです。

最後になりましたが、丁寧に指導していただいた講師の方々、様々な面でサポートしていただいた研修所の方々に心から感謝申し上げます。





第 187 回東北六県中堅職員研修を受講して

千葉 克巳

宮城県登米市企画部市民活動支援課主査

今、地方自治体は、地方分権が進む中、様々な住民ニーズを把握するとともに、自立し、地域の特色を生かした個性有るまちづくりを行うため様々な取り組みを行っています。

私は、今回の研修を受講するにあたり、公務員としての基礎的な能力の向上を目指すとともに、様々な地域の研修生と出会うことにより、人の考え方や取り組み姿勢などを学びながら、自分の視野を広げ、柔軟な考え方ができるようにしたいと考えました。

研修では、25 科目、述べ 271 時間に及ぶ様々な講義を受講しましたが、特に印象に残っている科目は、「民法」、「行政法」、「地方自治法」、「地方公務員法」とそれぞれの「ゼミナール」でした。

これまでの業務で、地方自治法などを調べたりしてはいましたが、その条文だけを確認する程度でした。それぞれの科目では、その条文がどのような意味を持っているのか、また、判例を通しての法律解釈など様々なことを学ぶことができました。

さらに「ゼミナール」では、それぞれの科目の問題のレポートを作成するに当たり、根拠法令、判例、学説等を調べ、自分で解答を考えレポートを作成しなければなりません。慣れない作業のため時間がかかってしまいましたが、レポートを作成する過程を振り返ってみると、法令に違反していないか調べたり、判例で

確認するなどの一連の流れは、実際の業務で何かの取り組みをする際や条例を作る際等に基本となることであり、通常の業務においても、かなり役立つことと思いました。このゼミで学んだことを日頃から念頭に置き、住民のニーズに合った施策を推進するために役立てていきたいと思っています。

「行政課題研究Ⅰ（少子・高齢化への対応）」は、今までの業務でこの分野は経験したことがありませんでしたが、講義は非常に分かりやすくすばらしい内容で、高齢化社会と財政についてや、高齢社会への政策の内容、日本がすでに超高齢社会となっていることなど、少子・高齢化の現状について知ることができました。

また、講義の中で、コーホート変化率を用いて自分たちの市町村の将来人口予測を行ったところ、私のまち登米市では、2010 年の約 84,000 人から、2060 年には約 3 万人までに減少し、高齢化率が 50% を超えることが予測されました。

この推計による人口減少を踏まえ、住民がどのように暮らしやすく、身の丈にあった行政運営をできるか真剣に検討していかなければならないと考えるとともに、多くの人々や自分たちの子どもが住み続けていけるよう、公務員に課された使命は非常に大きなものだと感じた講義でした。

「政策法務」では、講義のほかにグループに

分かれての条例づくりが印象に残りました。業務でも条例づくりを経験してきましたが、普段の業務とは違い、個性豊かなグループ内で考えることにより、自分では考え付かないようなアイデアが多く出され、様々な考え方もあることが大変参考となりましたし、グループ内での異なる意見を調整し落とし所を見極めながら合意形成を図ることの大切さを実感することができました。

この気持ちを忘れずに固定観念に縛られない、柔軟な考え方をしていこうと思いました。

二か月間の研修を終えて感じることは、自分の業務だけに集中するのではなく、常に色々なことに興味を持ちながら、気になったことを調べたり、情報を収集しながら視野を広く持つことが大切だということです。

そうすることで周りの変化に素早く気づき、業務に影響しそうなことや、業務とつなげることで、より効果が発揮できそうなことなどを考えることができるようになり、より良い住民サービスの提供につなげることができると思います。

この研修では、本当に様々なことを学ばせていただきました。二か月間仕事から離れ、勉強に集中することもできましたし、自分の公務員人生を振り返ったり、学んだことをどのようにこれからの仕事に活かしていけばいいのかなど多くのことについて考える機会を与えていただきました。

研修は終わりましたが、この研修は、これからの人生や仕事において、常に学びながら自己研鑽していかなければならないと考える良いきっかけとなりました。

今後は、学んだことを職場の同僚に還元するよう努めるとともに、常に考え行動しながら、全体の奉仕者としての気持ちを新たに業務に取り組んでいきたいと思います。

最後に、東北六県中堅職員研修の研修生の皆さん、研修所の方々、講師の皆さん、色々な思い出をいただきありがとうございました。

そして研修に送り出してくれた職場の上司、同僚など登米市の皆さんに深く御礼を申し上げます。

ありがとうございました。



第 187 回東北六県中堅職員研修を受講して

山田 武人

福島県相馬地方広域水道企業団総務課技師

1 はじめに

この研修に参加することが決まったとき、震災の被災地である相馬地方からの参加ということもあり、「研修を受けている場合じゃないのでは」と不安がありました。しかし、過去に研修に参加した相馬市役所及び南相馬市役所の先輩から「とても良い研修であり、勉強になる。」と聞かされていたので、いいチャンスだと感じておりました。開講式での東北自治研修所所長のあいさつの中で、今回の研修は「震災復興の 10 年を支える職員を育てる研修である。」との言葉を聞いて被災地出身の職員としての責任ある行動が求められていることを痛感し、身が引き締まりました。

2 研修について

こうして 2 か月にわたる研修がスタート。基礎講座を経て、グループごとに分かれてゼミを行い、他の自治体職員のものごとの考え方が分かりました。特に演習科目の「ゼミナール」については講師と少人数制で行うものでありましたので、課題の考え方や対策についてもスムーズに理解が深まりました。研修の後半では実習が多く組まれており、グループに分かれて意見を交換し、課題に対する成果品をつくり、研修生の前で説明しました。仲間が高度な対応をしているのを見るのは発奮材料になりました。タイトなスケジュールの中で品質の高いものを完

成させるためには、スケジュール管理やタスク管理をどのように行うのかも学ぶことができました。また、課題解決に臨む実践的なアプローチについても、講師の指導を受けた後の仲間の意見は「そこまで踏み込んで考えているのか」と内容の濃さに驚かされることが多かったです。

3 特に印象に残った講義

(1) 行政課題研究Ⅰ（少子・高齢化社会への対応）15 時間

演習では実際の自治体における人口統計を基に 50 年後の人口と値上げしなくてもよい介護保険料を求めました。結果は国の予想以上に早い人口減少であり、驚愕しました。今後の 10 年から 20 年間で集中対策期間として 20 代の流出防止、30 代の転入対策が大事であると感じました。

最後に吉田先生の講義はユーモアとスピード感のある運びで、とても面白いものでした。また、机上の研究のみに偏らず、実際の行政の内部に精通しておられることが窺われ、先生の講義に親近感を持ちました。

(2) 問題解決技法（ロジカルシンキング総合講座）13 時間

論理的思考法の基礎を学ぶことができました。演習が多いために、思考法をその場で試すことができ、問題の捉え方や解決法の提案など

を自分と対比することができました。ところどころに難しい点がありましたが、西部先生の論理的かつ的確な説明が非常に参考になりました。ディベート試合において私たちのチーム(山田、米沢市の鈴木さん、登米市の岸名さん、北秋田市の齋藤さん)は無敗を誇りました(笑)。試合終了後は疲労困憊だったのを思い出します。

(3) 政策法務 15 時間

菅原先生の講義は基本的なことをベースに、事例を通しての説明がわかりやすかったです。課題研究で挑んだ浜松市の条例からは、ある政策を実現するための条例の制定手法を学ぶことができました。演習では条例をグループ内で討論しながら作成しました。私たちのグループは「自転車盗難防止条例」と題した条例を制定して議会形式で説明しました。本当の議会ではなくて良かったと思いました(笑)。政策法務においてこれら一連のプロセスが大いに役立ちま

した。「自治体の現状に則した条例はどのようなものか」という視点を大切にしたいです。政策法務がより身近になりました。

4 最後に

この研修を通して、これまで経験できなかった様々なことを体験でき、とても貴重な9週間でありました。また、これから自分が学んだことを更に深めて「震災復興の10年を支える職員」となりたいと強く感じました。

共に過ごした研修生の皆さん、研修所職員の方々、講師先生及び研修に参加させてくださった相馬地方広域水道企業団に感謝の気持ちでいっぱいです。この研修で学んだ2か月間は生涯忘れられないものとなりました。ありがとうございました。

今後、様々な場面で学び得たことを生かしていきたいです。



OJT 実践コース指導者養成研修を受講して

花田 博文

青森県弘前市市民環境部環境保全課係長

1 はじめに

4月某日、職場に人事課から一本の電話があり、内容は、5月に東北自治研修所で開催される「OJT 実践コース指導者養成研修」に参加できないかということでした。私は数年前まで研修担当者として職員を派遣する立場であり、今回のような派遣要請は断る理由もなく、「はい、分かりました。私でよければ参加させていただきます。」と即答し、今回の研修に参加することになりました。

当市では、毎年この研修に職員を派遣し、市が実施する階層別研修「OJT」の講師を養成しています。今回は、私に白羽の矢が立ったということです。

2 研修内容

研修は、3日間（5月25日から27日まで）の日程で行われました。財団法人公務人材開発協会の宮本多文氏を講師に迎え、OJTに関する基礎知識に関すること、OJTの手法、演習、今後の指導方法などについて講義をしていただきました。

OJTに関する基礎知識では、OJTの概要や必要性などを学びました。OJTは人材育成の手法で最も効果が高いと言われており、その特徴としては、職務に直結している知識を手に入れることができ、職務やその人に合せた肌理細かな指導が可能で特別な経費を必要としないな

どが挙げられます。ただ、OJTに関しては誤解を招いている場合があります、上手く機能していないことが現状といわれています。また、OJTを行うためには、上司と部下のコミュニケーションが大事になります。上司がいざOJTを実践しようとしても、コミュニケーションがうまくとれていない場合は、かえって裏目に出してしまうことがあるようです。OJTのためだけではありませんが、常日頃からのコミュニケーションの取り方が上司と部下のつながりとして重要なものと考えさせられました。

演習は、コーチングやコンピテンシーの手法について事例に基づき行われました。コーチングは、対話を行い指示や命令はしないで相手に気づかせ、意思決定をさせて、自発的な行動を引き出すためのコミュニケーション技法です。話しやすい環境をつくり、聞き上手になる必要があります。私は、どうしても我慢できず対話の途中で自分の考えに導くようなアドバイスや指示的な言動になってしまいます。コーチングを行う場合は、上から目線の命令的、指示的なものではなく、相手の可能性を信じ、能力を引き出すために対話しているということを前提として、アドバイスのタイミングや手法を考えながら、時には言いたいことを我慢することも大事であることを学びました。

今回の私の参加目的は、当市が実施する階層別研修「OJT」で講師となるための知識と講義

技法の修得が第一でしたが、職場に戻ったあとは、今回の研修で学んだことを、まずは実践してみることが最初にすべきことかなと思いました。

3 おわりに

今日、私たちを取り巻く環境はさまざまな分野で大きく変化しており、効率的かつ効果的な行政運営を行うことが求められています。このようなことから、これからの時代に対応した人材の育成に力を注ぐことが重要となっていま

す。当市では、個人の資質や能力を高めていく「人材」の育成から、一歩進めて、市民にとっての『財産』となる「人財」の育成を目指しており、このためにも OJT を積極的に活用し実践していくことが必要と思われます。

最後に、講義していただいた宮本先生や東北自治研修所の方々には大変お世話になりました。今まで色々な研修に参加していますが、大変勉強になり、また考えさせられた研修となりました。

ありがとうございました。





「公務員倫理を考える」(JKET) 指導者養成研修を受講して

畠中 和明

秋田県総務部自治研修所主査

1 はじめに

平成 23 年 4 月に異動となり、現所属に着任しました。はじめての研修機関への勤務ということもあり、今年度は担当しませんでした。今後は新規採用職員研修などで公務員倫理についての研修講師を担当することもあるということで、本研修の受講となりました。

受講にあたっては、今一度、自分自身の倫理観を確認するとともに、相手に大切なことを伝えるには、どのような講習がより効果的か、学びたいという気持ちで本研修に参加しました。

2 研修内容

公務員を見る住民の目は年々厳しくなっています。それは、公僕として高い倫理観をもって、職務に携わることを求められているためだと思います。

この研修は、4 日間（約 21 時間）にわたって、普段、日常の業務の中で起こりうる様々な場面をとらえて、自分自身の考えた答えが、公務員倫理上、問題ないかどうかをチェックしながら進められます。

実際に起きたケースなどを講師の先生が紹介しながら、研修生一人一人が講師に扮して、講習の一部分を実際に行う“討議式”で進められますので、今後、職場に戻り、講師を務める立場としては、実践力も身につく研修になっています。

ただ、全てのケースを学ぶには、多くの時間が必要となりますので、ここで学んだ内容をも

とに、今後も自分自身の倫理観を磨いていく必要があるかと思います。

3 研修を受講して

私自身、おぼろげな意識で「〇〇だから、△△なのではないか?」と思っていた部分に対して、具体的なケースを通じて、教わる事が出来ましたので、受講前よりはかなり多くのケースについて、明確になりました。

また、専門的な担当や管理職などの立場でなければ起こらない事例なども学ぶことで、より広い視野で倫理上の問題について考えられるようになりました。

私たちの職務上、様々な場面で倫理上の問題の有無を判断していく必要がありますし、次々と新しいケースも発生しています。そんな場合でも、本研修の受講により、自分の中に一本筋のおった考え方が、少しずつ出来るようになってきたと思います。

4 終わりに

最後になりますが、ご指導いただきました小貫先生、ならびに一緒に研修を受講された研修生の皆様に感謝申し上げます。

また、震災後の大変な時期であったにも関わらず、普段と変わらない研修を企画・運営いただきました東北自治研修所の皆様のご努力とお心づかいに、心よりお礼申し上げます。

ありがとうございました。



管理者研修（説明力・表現力向上コース）を受講して

中居 健一

岩手県岩泉町総務課長

1月の初旬「自治研修所の梅澤さんから電話がありました」との伝言をよく聞かず勘違いが始まる。

最近、思い込み、勘違いがめっぽう増えた気がする。40代前半、東北自治研修所主催の「市町村中堅職員研修」に参加した。てっきりそのときの研修仲間からの電話と思った。連絡してみると東北自治研修所の梅澤さんだ。同姓がいたことからの勝手な思い込みである。

内容は昨年6月、1泊2日の日程で行われた東北六県管理者研修（説明力・表現力向上コース）を受講した際の感想文の依頼だ。

話は飛ぶ。総務課の仕事は結構間口が広く、庶務的な業務が多い。今は新年度の予算編成や人事異動の作業などてんやわんやの状況だ。加えて震災復興に関わる事務も膨大で、なにかと気ぜわしい時期である。

しかし、日ごろお世話になっている東北自治研修所からの依頼だ。断る訳にはいかない。ましてこの研修、自ら希望して参加した経緯もある。

われわれ職員は、当然のこと、常に住民や議会を意識し日々の業務に励んでいる。それは二元代表制という地方自治の仕組みがそうさせるもので、条例や予算の意思決定は議会にある。首長の施策は、議会に提案し了承されなければ実施できない。ある意味権力の分散である。

首長が打ち出す施策は、住民の代表である議会に説明し、理解を得る手続きから始まる。職

員も首長の補助者としてこの議会に臨むことになる。しかし悩みはここからだ。

説明能力の至らなさから当方の見解を明確に伝えきれない、相手の質問に的確に答えることができない、結果説明責任を果たせない状況がままある。議会が終わるたびに反省の毎日である。

本来、首長をサポートすべき立場にありながらその役割を果たせず足を引っ張るようでは話にならないと、苦もんしていたところにこの研修が目にとまり、即座に手を挙げた。

講師の（株）AOI企画の代表である高橋修先生のお話は、豊富な経験に裏打ちされたもので共鳴する部分が多く、議会对応を含めた行政執行における「管理職のプレゼンテーション能力の向上」の必要性についてあらためて認識した。2日間という短い期間ではあったが、高橋先生と出会い、多くのことを学ばせていただいた。感謝申し上げたい。

また、東北自治研修所の研修項目にこのような研修を加えていただいた谷関所長をはじめ関係者の皆さんに感謝申し上げるとともに、23人の研修生をサポートしていただいた担当の佐藤さんにもお礼を申し上げたい。

東北6県の何人の方がこの稚拙文に目を通してくれるかは分からないが、議会对応でお悩みの管理職の方がおられるのであれば、この研修に参加することをお勧め申し上げ、つたない研修報告とする。



管理者研修(政策形成技法 TM 法)を受講して

吉田 典良

福島県田村市常業行政局市民課長

はじめに

東日本大震災の地震及び原発事故により、田村市も一部避難区域、一部避難準備区域に指定されました。行政が今までに経験した事のない仕事をし、落ち着かない毎日が続く中で管理者研修の話があり、少し戸惑いましたが上司や職場皆様のご理解と後押しがあり、研修に参加させていただきました。

研修の目的と感想

この研修は、論理的思考による問題解決・意思決定にいたる手法である「TM 法」を学び、将来へ向けての様々な変化に対応するために必要な管理能力の向上を目指し、広い視野に立って物事を判断し的確な処理をすることができる見識及び能力を養うことを目指すものです。住民ニーズが多様化するにつれて、これまでに全く経験しなかった問題、自分の専門知識を超える問題が多く発生しています。TM 法は、4つの思考手順によってこれらの諸問題の原因を的確にとらえて問題を解決していく技法です。

4つの思考とは①何が起きているのか、②どうしてそうなったのか、③どういう処置をとればいいのか、④将来どんなことが起こりそうかを考えることです。これらを常に考える事を身につけ情報と経験と知識を合わせて仕事を行うことが大切だと思いました。今後、仕事の上で何らかの結論を求められた場合は、状況分析、

原因分析、決定分析、リスク分析を行い、最善策はどれかを明らかにして将来の不安、心配にもどう対処するかを決定することを必ず実行しようと思いました。

研修内容

研修は、講師の(株)シンキングマネジメント研究所所長の今井繁之先生によって2泊3日の日程で行われました。講義は、グループによる事例研究の演習がメインで進められました。グループ討議を行い、その結果をグループごとに発表し、他のグループからの質問等に答え、最後に先生がコメントする方法で行われました。このグループ分けは「同職種」と「ランダム」という2種類で行われました。同職種のグループでは共通の専門知識を出し合い回答を作りました。ランダムでは立場の違う職種の方々との議論が活発に行われたため、一つの回答ができるまで時間がかかりました。いろいろな意見をまとめるということは大変なものですが、それが楽しく思える演習で良い経験ができたと思いました。

なお、先生の講義の中で次のような言葉がありました。「成功した者から学びとれ」、「一瞬で部下に考えさせる質問を決めよ」、「部下には、何を決めるのか、狙いは何か、ほかに方法はないのか、何かまずいことはないのか、を質問して指導せよ」また、「リーダーは悲観的に準備

をし、楽観的に事を進めるべし。決してその逆であってはならない」、「大きな問題は分けて分析すれば見えてくる」などの言葉です。これらの言葉も今後の仕事の中でプラスとなるものであると思いました。

終わりに

3日間の東北六県の方々との研修は、情報交換もでき大変有意義でした。また、研修生、講

師の先生、自治研の所長や職員との懇親会では、各地域の伝統文化や観光などについても情報交換を行い、先生の全国での講演の話なども聞いたことも大変楽しかったです。

災害が終息しない中で研修の機会を与えていただいたことに対し、職場の方々、自治研の方々に深く感謝申し上げ、今後の仕事にこの研修の成果を活用していきたいと思います。ありがとうございました。





ハラスメント防止指導者養成研修を受講して

佐々木 和夫

宮城県大崎市病院経営管理部人事厚生課課長補佐

はじめに、昨年の東日本大震災という未曾有の災害で尊い命を失われた皆様に哀悼の意を表します。また、この災害は人々が互いに助け合い、苦境に立ち向かう中、人との絆やつながりの大切さを教えてくれました。現在、無事で健康にいられる喜びを改めて再認識し、これからも仕事に精進してまいりたいと思います。

平成 23 年 11 月 17 日・18 日の 2 日間、『第 1 回東北六県ハラスメント防止指導者養成研修』に参加する機会を得たのでその感想等を寄稿させていただきます。

私は、平成 23 年 4 月に初めて病院の事務へ異動しました。しかも人事厚生課長補佐という役職には既に『ハラスメント相談員』という充職が付いており、「言葉の意味や内容も理解していなのに、相談員とは？」と悩んでいた折、当研修所カリキュラムの一つに目が止まり、早速受講の申込をさせていただきました。

大震災の復旧・復興に力を注いでいる沿岸部の自治体はまだ多く、岩手県と福島県からは各県 1 名、青森県と山形県からは 5 名ずつ、宮城県からは 8 名の合計 20 名での研修となりました。

今回は、【ハラスメントの現状と管理者の役割】【セクハラの実状と防止対策】【パワハラの実状と防止策】そして【ハラスメント相談スキルの強化】と大きく 4 つに分けて、グループ討議を中心に研修が行われました。これまで、階

層や所属部署が同じ方々との研修は受講していましたが、階層・所属部署そして県も異なる方々との研修は、それぞれの職場での業務内容や体験も異なっているため、研修中は勿論ですが、研修後のコミュニケーションの場を通して大変貴重な経験となりました。

さて、ハラスメント（Harassment）とは、いろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』をいいますが、注意しなければならないのは“本人の意図に関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること”です。つまり、重要なことは相手がどのように感じ、考えるかは個人によって異なるということであり、この点を充分認識しなければならないのです。

公務員白書の苦情相談内容でも、以前は任用や給与、勤務時間が多く占めていたものが最近では、セクハラをはじめ各種のハラスメントの割合が伸びているそうです。

今回の研修で、私たち職員一人ひとりの責任と義務（誰がするのか、誰が止めるのか、誰がなくすのか）が大切であり、さらには職場や組織の環境整備も必要で、おかしいと思ったら言い合える組織、人権意識の高い組織になることでハラスメントは起こらないのではないかと感じました。

最後に、このような研修の機会をつくっていただいた研修所の皆様、参加する機会を与えて

くれた職場の皆様，そして2日間昼夜を問わず真剣に付き合っていたいただいた講師先生，寝食を共にした受講生皆様に感謝し、『〇〇・ハラスメント』を紹介して研修の感想とさせていただきます。ありがとうございました。

①セクシャル・ハラスメント：相手が不快に思い，自分自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動。

②パワー・ハラスメント：職務上上位にある者が，その権限を背景に人権を侵害する発言や行動で相手に精神的な苦痛を与える。

③ジェンダー・ハラスメント：性に関する固定概念や差別意識に基づく嫌がらせで，女性又は男性という理由のみで性格や能力評価の決め付けを行う。

《広義のセクシャル・ハラスメントとされています》

④モラル・ハラスメント：言葉や態度，文書等によって働く人間の人格や尊厳を傷つけたり，肉体・精神的に傷を負わせて，職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり，職場の雰囲気を悪くさせる。

⑤アカデミック・ハラスメント：研究教育の場における権力を利用した嫌がらせ。

⑥キャンパス・ハラスメント：キャンパスにおいて学生に対して行われるハラスメント。

⑦ドクター・ハラスメント：医療従事者の患者や患者家族に対する心無い発言や行動。

⑧スモーク・ハラスメント：喫煙者が非喫煙者に与える害やタバコにまつわる不法行為全般。

⑨アルコール・ハラスメント：飲酒の強要，イッキ飲みの強要，意図的な酔いつぶし，酔ったうえでの迷惑な発言・行動。





政策法務研修を受講して

西村 泰弘

岩手県宮古市総務企画部企画課主査

1 はじめに

法務関係の研修については、東北自治研修所ではありませんが、過去に法制執務研修を受けたことがあります。内容は、主に条例の制定や改正の書き方、語句の使い方であったように記憶しています。仕事の上でも、条例等の改正は経験がありますが、今回は更に一步進んで、政策法務研修ということでしたので、3日間という短い期間ではありますが、政策を実現するための法務について必要な知識や技術を得ることができるという期待感を持って研修に参加しました。

2 研修の内容

研修では、基調講義、課題事例研究、法制提案実習の3段階で政策法務を学びました。

○基調講義

基調講義では、地方分権が進む中で地方自治体の条例制定権の範囲（自治事務、法定受託事務）が拡大しているという背景、条例制定権の範囲、条例立案に当たっての留意事項など、政策法務に関する基礎知識を学び、自治体運営には政策法務能力の向上が必要であると感じました。

○課題事例研究

課題事例研究では、グループに分かれて、東京都豊島区の「豊島区狭小住戸集合住宅税条例」（通称：ワンルームマンション税）を課題事例

として研究し、条例制定までのプロセスや基調講義で学んだ留意事項が、実際のプロセスの中でどのように検証されていくかを学びました。

ポイントは、条例の必要性や法的妥当性は、全国一律ではなく、それぞれの自治体の状況や民意により判断されるものである、という点です。今回の研修でも、課題事例における「ワンルームマンションが増えるとマナーの悪い住民が増えるから、ワンルームマンションの建設を規制すべき」という条例制定の目的に賛同する研修生は少なく、条例の必要性や法的妥当性は全国一律ではない（東京と東北は違う）というのが実感できました。

○法制提案実習

法制定案実習では、グループごとに自治体の課題を解決するための条例を作成し、条例提案とそれに対する質問、答弁という形で模擬議会風にそれぞれの条例案を検証することにより、条例立案に当たっての留意事項を実践を通して再確認しました。

特に、条例の法的実効性（実行可能であるか、効果があるか）については、提案された条例それぞれが、①通称：道路に雪を出さない条例⇒高齢者など弱者が実行困難な内容である、②いじめ防止条例⇒ペナルティーを課す際の事実認定が困難である、③家庭内転倒転落事故防止条例⇒権利の保証に莫大な費用が必要（権利を保証できない）という問題点を指摘され、条例を

働かせるためには法的実効性の確保が重要であるということを実感しました。

今回は非常に短時間での法制提案実習でしたので、あと1日研修期間を延長して、条例案を修正して再提案というような流れまでやってみたかったと思いました。

3 終わりに

今回の研修では、条例制定権の範囲、条例立案に当たっての留意事項など、政策法務に関する基礎知識を学ぶことができました。また、課題事例研究や法制提案実習では、東北各地から

参加した方々の色々な考えに触れることができ、大変有意義な研修であったと思います。実際に新しい条例等を提案する機会は少ないとは思いますが、一部改正も含めて条例関係の事務処理に当たる際は、今回の研修で学んだことを活かしていきたいと思います。

最後になりますが、今回の研修を担当してくださった講師の菅原先生、東北自治研修所の職員の皆様、そして、研修と一緒に参加した受講生の皆様に心から感謝いたします。

ありがとうございました。



研修レポートから

第 187 回中堅職員研修 行政課題研究Ⅲ「環境問題」

天からの恵み～雨は大切な資源～

D グループ

青森県南部町 大羽澤 正樹 岩手県盛岡市 前田 正利 岩手県岩泉町 佐々木 智宏
宮城県栗原市 佐藤 光由 福島県石川町 松岡 浩司

◎はじめに

講義は、宮城県環境生活部環境政策課大倉靖技術補佐と東北大学大学院環境科学研究科吉岡敏明教授のお二方よりいただいた。

内容は、地球温暖化やオゾン層破壊、酸性雨等の地球環境問題がメインで丁寧に分かりやすい講義だった。

また、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の影響もあり、被災地域の現状の説明から復興計画を作成するための手順や、集まったガレキの効率的処理方法等のお話しも大変興味深い内容であった。

そして、吉岡教授より課題提出の説明を受け、グループで検討した結果、大倉技術補佐の講義のなかで、「水」の可能性（雨水収集の拡大、水貯蔵と節水技術、水の再利用等）が地球温暖化における適応策として紹介されたことや、震災時に水に苦労した経験から研究テーマは「雨水利用」とすることとした。



「天からの恵み」

◎水資源の重要性

まず、上水道 1 m³をつくるのに、いくら経費が発生しているかというのと以下のとおり。

・職員給与費	27.36 円
・減価償却費	49.82 円
・支払利息	14.93 円
・受水費	31.20 円
・その他	52.16 円
計	175.47 円

※日本水道協会「水道の設備と維持管理の費用」（平成 21 年度）より抜粋

また、上水道 1 m³をつくるのに、どのくらいの CO₂ が排出されているかというと、約 200 g とされている。

※東京都環境局「総量削減義務と排出量取引制度におけるその他ガス削減量算定ガイドライン」より抜粋

これは、ガソリン乗用車で 1 km 走行分と同じ排出量とされている。

さて、上記において、上水道のコストと CO₂ 排出量について説明してきたが、それだけたくさんのコスト等をかけられた上水が、各家庭ではどのように使用されているかというと、炊事に 23%、お風呂に 24%、洗濯に 17% 使用されているのに対し、トイレには最大の 28% が使用されている。

※平成 14 年度一般家庭水使用目的別実態調査（東京都）より抜粋

また、実際に 1 ヶ月にどのくらいの上水を使用しているかという、1 人世帯で 7.7 m^3 、4 人世帯だと 25.1 m^3 使用している。

※東京都水道局「平成 21 年度生活用水等実態調査」より抜粋

そして、昨年の東日本大震災により水道施設は大規模な被害を受けた。水道については、少なくとも累計約 230 万戸で断水した。

※厚生労働省報道発表資料「東日本大震災の被害状況及び対応について（別紙水道の被害状況）」より抜粋

震災から半年以上たった 10 月時点でさえも約 4.5 万戸はまだ断水が続いている状況であり、こと防災面からも、その重要性を考えさせられる結果となった。

そんな時世だからこそ、「天からの恵み」である雨水を有効活用することができないかという問題を、この課題研究のテーマとして掲げ、グループで検討してみた。

◎先進地の取組み紹介

仙台市は、平成 13 年度に「仙台市雨水流出抑制実施要綱」を制定し、様々な取組みを行っている中の一事業として、市内中心部や民間宅地を洪水の被害から守るため、平成 15 年度より各家庭において、「雨水浸透枳」や「雨水貯留タンク」を設置した場合に、補助金を交付している。

宮城県は、県立の高校や大学、県庁等の公共施設に大規模な雨水貯留設備を設置し、その水をトイレ用やグラウンドの散水等に使用している。

また、日本国内を見てみると、（財）日本相撲協会では両国国技館においても宮城県と同様の雨水対策をしていたり、熊本県や香川県の高

松信用金庫などは渇水対策として「雨水」の利用に対し援助を行っていたりと、雨水が多い地方は多いなりの、少ない地方は少ないなりの対策を講じ始めている。

◎企画提案

雨水利用の企画を提案するに当たり、その算定のモデル市として架空の都市を以下のとおり設定した。利用方法は、一般家庭及び全ての公共施設に雨水タンクを設置する方法である。

人口	30万人
世帯数	15万世帯
うち一戸建て数	7.5万世帯(持家率50%)
年間降水量	1,200mm
試算設定家族人員	4人(大人2人、子供2人)
屋根の面積	60 m^2
水道料金	210円/ m^3
下水道料金	135円/ m^3
下水道普及率	85%

また、上記表をもとに、今後の積算に必要な指数は以下のとおり。

・各世帯による「雨水集水量」

屋根面積 $60 \text{ m}^2 \times$ 年間降水量 $1.2 \text{ m/年} \times$

流出係数 $0.9=64.8 \text{ m}^3$

※流出係数とは、雨水が雨桶を通らず流れた場合や、蒸発することを想定したロス係数

○一般家庭のケース

・市販の家庭用雨水タンク等の設置に係る経費の 1/2（上限額 50 万円）を補助する。

〈試算：1 t タンクの場合〉

①家計に与える経費削減効果

$64.8 \text{ m}^3 \times 53\% \div 12 \text{ ヶ月} \div 2.8 \text{ m}^3$

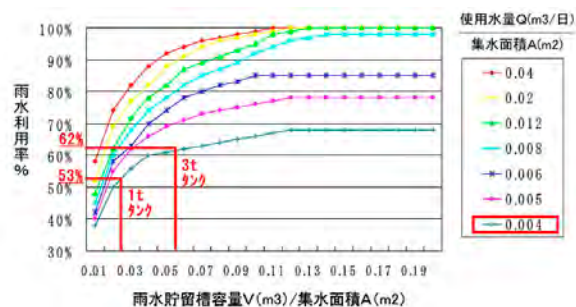
$2.8 \text{ m}^3 \times 210 \text{ 円} = 588 \text{ 円/月当たり}$

② CO_2 削減効果

$2.8 \text{ t} \times 0.36 = 1.01 \text{ kg}$

（ガソリン乗用車で 5 km 走行分と同等）

※タンク容量による利用可能量



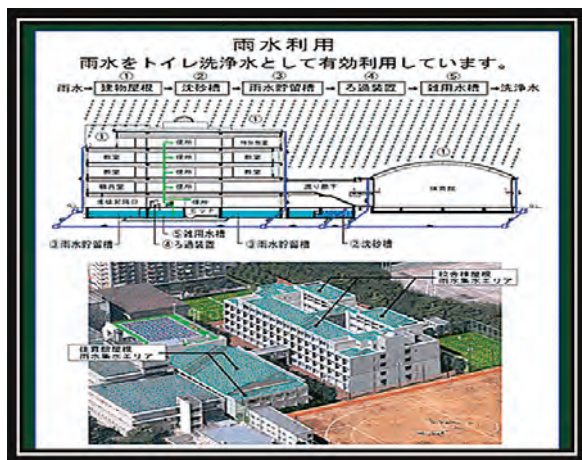
上記表により、タンク容量は1～3tが高効率と考える。

○公共施設（学校施設）のケース

・市内に存在する全ての公共施設に雨水タンク等の設置を義務化する。

また、既存施設においても年次計画で順次設置する。

〈試算：市立〇〇中学校新築工事の場合〉



上記の雨水システムを構築した際の集水及び利用条件は以下のとおり。

①施設運営コストに与える経費効果

集水条件	年間降水量	1,200mm	
	集水面積	4,600 m ²	屋根面積×実集水面積 (5,100m ² ×0.9)
	流出係数	90%	
	年間集水量	4,968m ³	
利用条件	1日使用水量	35m ³	1日の雑用水使用水量
	年間利用日数	220日	学校カリキュラムより
	平均利用率	80%	
	年間使用量	6,160m ³	＝需要量

・イニシャルコスト試算

項目	工事費	更新費用(年平均額)
ろ過装置	6,000千円	÷更新年数20年=300千円/年
建設水槽工事	5,500千円	なし
配管類工事費	2,000千円	÷更新年数20年=100千円/年
電気工事費	400千円	なし
ポンプ類工事費	1,000千円	÷更新年数15年=67千円/年
合計	14,900千円	

・ランニングコスト試算

項目	100%市水道利用	雨水利用
水道料金	1,848千円/年	802千円/年
水道料金比較	—	△1,046千円/年
各種経費	—	1,127千円/年
水道料金+各種経費	1,848千円/年	1,929千円/年
総額比較	—	81千円/年

(雨水の上水代替率 57% として試算)

②CO₂削減効果

$$6,160 \text{ t} \times 0.36 = 2,217.6 \text{ kg}$$

(ガソリン乗用車で 10,000 km 走行分と同等)

上記試算のとおり、イニシャル及びランニングコストともに、市財政的には負担があるが、環境に配慮した学校施設「エコスクール」として、市が建設することにより、

- ①施設面において、地球、地域、児童・生徒にやさしい。
- ②運営面において、建物、資源、エネルギーを賢く・永く使う。
- ③教育面において、施設、原理、仕組みが学習に資する。

このことにより、コスト以上に、生徒等の環境教育に多大な影響を与えるものと考ええる。

◎問題点

○一般家庭

(1)コスト

①イニシャルコスト

- ・雨水タンク・雨水貯留槽購入費用
- ・据付工事費用

※容量1,000ℓ(ろ過装置有り)約200千円～約600千円

②ランニングコスト

- ・電気料金

(2)設置個所の確保

○公共施設 → 機械設備

(1)コスト

①イニシャルコスト

- ・貯留設備工事費(雨水貯留槽等)
- ・給水設備工事費(給水ポンプ等)
- ・処理設備工事費(ろ過装置、消毒装置等)

※宮城大学の事例:約10,000千円

②ランニングコスト

- ・点検・修繕費
- ・薬品費

※標準的費用(ろ過装置有り):約600千円

(2)水質管理

- ①建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物環境衛生管理基準の遵守

以上の問題点が考えられる。

◎施策

上記問題点等を考慮しても、環境に対する効果の方が大きいものと考え、以下の基本目標を制定する。

・基本目標

- 1 雨水利用による資源循環型社会の形成
- 2 防災のための水資源の確保
- 3 次世代に水の大切さを伝える

以上により、当市 75,000 世帯の一戸建て住宅に、15,000 世帯×5年間で、雨水タンク設置率 100%を目指す。

公共施設においては、3年以内に、全施設の雨水利用システム導入を目指す。

上記目標を達成するための施策として、

- ①一般家庭においては、家庭用雨水タンク等設置に係る経費の 1/2 (上限額 50 万円) を補助。
- ②民間の事務所や工場等については、設置費用を金融機関から借入した場合の利子分を支給。

- ③公共施設においては、全ての施設の導入を義務付け速やかに実施。

以上が、187 回東北六県中堅職員研修の行政課題研究Ⅲにおいて D グループが発表した内容である。

グループ内でも多大な支出が伴うため、実現性が低い提案であることは問題となったが、講師からは実現性を求められなかったため、このような提案としてまとめた。

一般家庭、民間、公共施設におけるそれぞれの役割に応じた施策を講じることにより、社会全体で「水」環境問題に取り組むことを重視した内容となっている。

発表の際、講師からの講評で、下水道使用料をランニングコストに含めていない不備を指摘された。

◎おわりに

吉岡教授の講義では、各産業における公害と、工業の技術導入と発展による公害について、20 世紀から 21 世紀にわたり紹介された。

これら産業発展の裏には、「人は快適で便利な生活を迫及するもの」であることが関わっている。

大倉技術補佐は、このままでは資源・エネルギーの需要量・消費量、環境負荷が増加し続け、資源の枯渇や地球規模の深刻な環境問題を招くのは必至であり、我々行政がこの問題にどう対応していくかが重要であることを問題提起された。

私たちは、このような環境問題は、国家が取り組む問題であり、市町村規模では考慮する問題ではないと思っていた。

しかし、この課題をこなすうちに、これこそが、その地方に住んでいて、その地方のことを知っている我々市町村で、その状況に応じた取

り組みをしていくことが大切だと感じた。

今後、このような問題が発生することは容易に推測できるので、その際には、この研修で培ったノウハウを活かし、また、いっしょに受講したメンバーと情報交換をしながら問題を解決していきたいと思った。

最後に、私どもの研究のために、貴重な時間をさいていただき、丁寧な説明と資料を提供いただいた「仙台市建設局下水道経営部」「宮城県土木部」「宮城大学」の職員の皆様に心からお礼申し上げます。



公立大学法人宮城大学視察時の様子



雨水にはこんな癒し効果も

講師コメント

行政課題研究Ⅲ（環境問題）では、環境問題と絡めて、今後自治体として検討しなければならない 1) 課題を抽出し、2) 抽出した課題を解決するための方針を検討した上で、3) 関連事例についての情報収集あるいはまた実地調査を踏まえて、4) 課題解決のための実施計画を提案する、ことを行っている。

ここでは上記の点を踏まえ、「天からの恵み～雨は大切な資源～」について講評する。

1) 課題抽出

地球温暖化対策および災害時における水の確保を図ることの行政対応として、雨水利用に着目し、対象課題の位置づけを明確にしている。

2) 抽出課題解決方針の検討

雨水利用を実施するための方向性を、一般家庭および全ての公共施設に雨水タンクを設置する。

3) 関連事例の情報収集あるいはまた実地調査

一般家庭への設置を対象とする場合には、30 万人都市を想定して、世帯数、戸建て数、年間降水量、上下水道料金等々の情報を収集している。公共施設設置を対象とする場合には、建設・運営に係るイニシャルおよびランニングコストを試

算し、利用性について宮城大学にヒアリングを行っている。

4) 課題解決のための実施計画の提案

発表では、一般家庭に設置する場合の経費補助、家計に与える経費削減効果および二酸化炭素排出削減効果の試算から、効率的な設置タンク容量を提案している。また、公共施設に設置する場合には、中学校の新築工事を想定し、費用対効果および二酸化炭素排出削減効果についても試算している。

以上、4つの観点からみると、本課題レポートは非常によく纏めている。しかし、環境の側面に力点を置いた内容としてはその効果を上手に提言しているが、普及性と運用に絡む経済的側面を行政としてどのように担保していくか、という点では、もう少し突っ込んだ議論が必要であろう。さらに、普及させるためのシステム作りや、その行動および推進方法の提案を期待したいところである。

東北大学大学院環境科学研究科教授
吉岡敏明

研修所だより

〈平成 24 年度 財団法人東北自治研修所事業計画〉

基本方針

当財団は、東北地方の地方公共団体に勤務する職員の資質と能力を向上し、地方行政の円滑な運営を図り、もって東北地方の発展に資することを目的としている。

この目的を達成するための事業として、研修事業、研究調査、研究会の開催及び機関誌の発行を行う。また当財団の寄附行為などに基づき、東北自治総合研修センターの維持管理業務及び寄宿舍の運営管理を行う。

1 研修事業

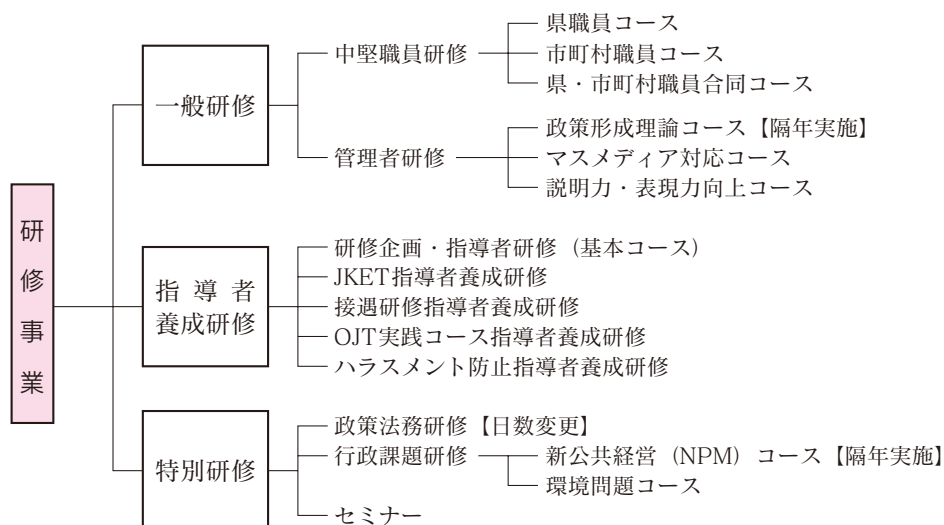
(1) 研修方針

東北地方の地方公共団体に勤務する職員を対象に、各団体単位では実施が難しい長期にわたる研修や、管理者、研修企画者及び研修指導者などを対象とした研修、さらには時代の要請に応える研修を次のような観点から実施する。

なお、24 年度には新たな「研修事業 5 ケ年計画」を策定する。

- ①先導的な役割を果たす研修
- ②より質の高い研修
- ③ニーズに適合した研修
- ④共通の課題解決に資する研修

(2) 研修体系〔全 10 課程 15 コース〕



(3) 平成24年度 財団法人東北自治研修所研修計画

区分	研修種別	対象	回数	定員	日数	実施予定月日	概要	備考
I 研修事業	一般研修	県職員	第189回	40	61	8月20日(月)～10月19日(金)	I 法制経済科目 II 行政運営科目 III 演習科目 IV 一般教養科目 V その他	東北6県の研修生の情報交換の機会を持てるよう全ての宿泊研修です。
		市町村職員	第190回	50	61	10月22日(月)～12月21日(金)	問題解決能力、企画立案力、調整力、応用思考能力等の総合的な実務能力向上を図るとともに、6県合同研修による視野の拡大、自己啓発、ネットワーク構築等の効果が期待できる研修	
		県・市町村職員	第191回	40	60	1月15日(火)～3月15日(金)	住民説明会や議会での答弁を想定した管理者向けプレゼンテーション能力及び議会対応力を向上させる研修	
	管理者研修		第118回	30	2	6月28日(木)～6月29日(金)	経営戦略的発想による政策形成理論や技法を学ぶ研修	
			第119回	60	3	7月11日(水)～7月13日(金)	管理者として適切なマスコミ対応や記者会見の実習を行う研修	
			第120回	60	2	11月1日(木)～11月2日(金)	研修担当者として必要とされる研修企画立案、指導法及び講義実習を行う研修	
	指導者養成研修		第28回	30	4	5月8日(火)～5月11日(金)	高い倫理に基づき公務運営をめざして人事院が開発した研修(公務人材開発協会)	
			第11回	18	4	6月19日(火)～6月22日(金)	公務人材開発協会講師と民間CS接遇講師による指導で、多角的に接遇研修指導者としてのスキルを学ぶ研修	
			第26回	20	4	6月12日(火)～6月15日(金)	コンピテンシーとコーチングの要素を取り入れ、ロールプレーにより職場研修の指導法を実践的に学ぶ研修(公務人材開発協会)	
		県・市町村職員	第17回	20	3	5月23日(水)～5月25日(金)	ハラスメント(セクハラ・パワハラ)の現状と防止策、対応策について制度及び事例、判例等とおして学び、研修講師や職場リーダーを養成する研修(公務人材開発協会)	
特別研修	行政課題研修 (新公共経営[NPM]コース) (環境問題コース)		第2回	30	2	7月19日(木)～7月20日(金)	政策法務全般(政策立案、条例作成実習)[経験者向]	
			第10回	30	4	7月3日(火)～7月6日(金)	新公共経営の理論を学び、行政評価・民間委託・公会計制度等の最新動向を研究する研修	
			第29回	30	3	8月29日(水)～8月31日(金)	地球環境問題に関する最新理論を学び、行政の新たな方策をグローバルで研究する研修	
	10 セミナー		第30回	30	3	11月14日(水)～11月16日(金)	平成24年度特別講演	
(10課程) 15コース			第8回	200	1	未定		
				488	セミナーを含まない			

II 研究事業	事業種別	対象	回数	人数	日数	実施・発行時期	概要
1 研究会	機関通信「東北自治」	県・市町村職員研修担当者	第45回	30	2	7～8月(2日)	特別講義、情報交換、研修企画、事例・技法等紹介、その他
		県・市町村	第79回	／	／	平成25年3月	論説、随想、研修受講記、研修取組事例紹介、研修所だより他

東北自治研修所ホームページ
http://www.thk-jc.or.jp

注・実施月日は変更になる場合がありますので、ご案内・HP等でご確認の上、お申込みください。
・市町村職員には一部事務組合職員を含みます。
・申込人数が少ない場合、中止になることがあります。
・策形成理論と政策形成技法(TMF)及び新公共経営(NPM)と少子・高齢問題は交代で隔年実施です。

(4) 研修種別ごとの研修目的・受講対象

【受講対象】東北6県の県及び市町村職員（一部事務組合職員を含む。）

研 修 種 別	目 的	受 講 対 象
中 堅 職 員 研 修	中堅職員として必要とされる高度な職務遂行能力と応用的思考能力を修得するとともに、最近の行政課題について考え、問題解決能力の向上を図る。昨年度から県・市町村職員合同コースを設け、さらなる相互理解を深めることで新時代の行政運営に対応できる職員を育成する。	〔県職員〕 原則として受講時年齢30歳以上38歳未満の中堅職員 〔市町村職員〕 原則として受講時年齢30歳以上41歳未満の中堅職員
管 理 者 研 修	管理者として必要な政策形成能力や部下の評価・育成能力、危機管理能力などの管理能力の修得を図る。また昨年度から「説明力・表現力向上コース」を設け、住民説明会や議会対応力を強化する。	原則として課長・課長補佐（含相当職）の管理職員
研修企画・指導者研修（基本コース）	研修担当者として「企画者」と「指導者」の両面から、研修理論及び効果的研修指導方法の修得を図る。	研修担当者及びこの講座の受講を希望する職員
JKET指導者養成研修	JKET（人事院討議式研修「公務員倫理を考える」）の指導者となることが予定される職員に対し、必要な課程と技法を修得させ、指導者を養成する。	JKET研修の指導者となることが予定される職員及びこの講座の受講を希望する職員
接遇研修指導者養成研修	接遇研修の指導者となることが予定される職員に対し、公務人材開発協会講師及び民間CS接遇研修講師による必要な課程と技法を修得させ、指導者を養成する。	接遇研修の指導者となることが予定される職員及びこの講座の受講を希望する職員
OJT実践コース指導者養成研修	OJT実践コース研修（公務人材開発協会方式）の指導者となることが予定される職員又は管理・監督者に対し、必要課程と技法を修得させ指導者を養成する。	OJT研修の指導者となることが予定される職員又は受講を希望する管理・監督者
ハラスメント防止指導者養成研修	ハラスメント防止研修（公務人材開発協会方式）の指導者又は相談員となることが予定される職員に対し、必要課程と技法を修得させ指導者を養成する。	ハラスメント防止研修の指導者・相談員となることが予定される職員
政 策 法 務 研 修	地方分権一括法によって求められる地方自治体の自主性・自立性を持った政策法務に対応する能力の向上を図る。	係長級の職員又はこの受講を希望する職員
行 政 課 題 研 修	近年の行政課題のうち「新公共経営（NPM）」と「環境問題」をテーマに取り上げ、自治体行政に反映させる。	受講を希望する職員
セ ミ ナ ー	東北自治研修所特別講演	県・市町村全職員

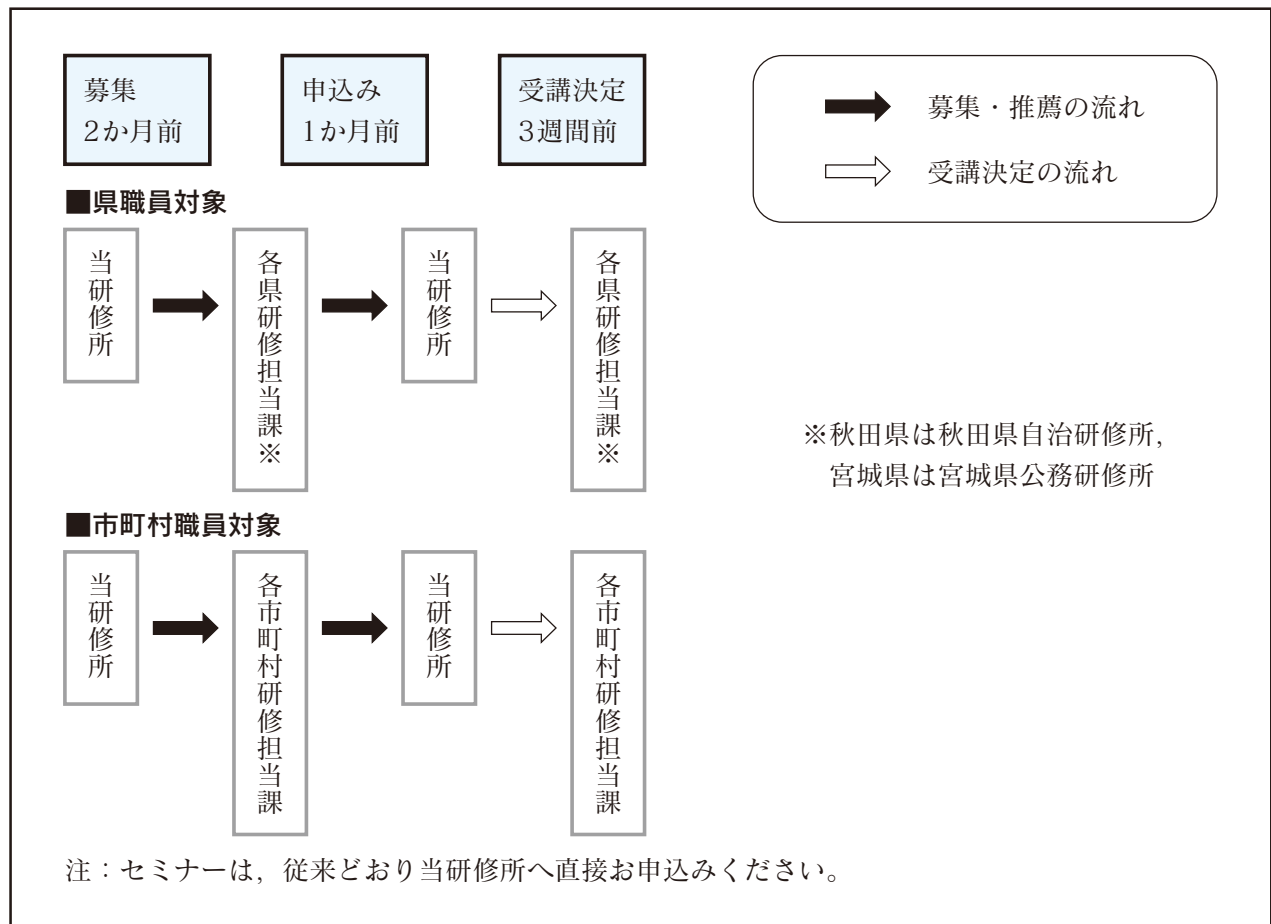
〔平成 24 年度研修月別実施日程表〕

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30												
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月												
H24 4月																																										
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31											
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木											
5月							第28回研修企画・指導者研修 (基本コース) [30]																第17回OJT指導者養成研修 [20]																			
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30												
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土												
6月											第26回接遇研修指導者 養成研修 [20]												第11回JKE指導者 養成研修 [18]						第118回管理者研修 (説明力・表現力向上コース) [30]													
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31											
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火											
7月		第10回政策法務研修 [30]						第119回管理者研修 (政策形成理論コース) [60]						第2回ハラスメント防止 指導者養成研修 [30]																												
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31											
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金											
8月																					第189回中堅職員研修 (県職員対象) [40]											10/19										
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30												
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日												
9月										第189回中堅職員研修 (県職員対象) [40]																									10/19							
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31											
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水											
10月		第189回中堅職員研修 (県職員対象) [40]											第190回中堅職員研修 (市町村職員対象) [50]																								12/21					
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30												
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金												
11月		第190回中堅職員研修 (市町村職員対象) [50]											第120回管理者研修 (マスメディア対応コース) [60]											第30回行政課題研修 (環境問題コース) [30]																		12/21
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31											
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月											
12月		第190回中堅職員研修 (市町村職員対象) [50]																																								
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31											
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木											
H25 1月																					第191回中堅研修 (県・市町村職員対象) [40]																3/15					
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28														
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木														
2月											第191回中堅研修 (県・市町村職員対象) [40]																								3/15							
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31											
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日											
3月		第191回中堅研修 (県・市町村職員対象) [40]																																								

〔研修受講申込み〕

平成 24 年度実施研修から、市町村職員が受講するすべての研修（中堅職員研修を含む。）の事務処理は、各市町村の研修担当課を窓口として募集，決定する方法に変更します。

なお，県職員の受講は，従来どおり各県研修担当課を窓口とします。



2 研究・研究調査事業

研修担当者を対象とした研究会の開催及び機関誌「東北自治」を発行する。また、研修事業に関する研究調査を行う。

(1) 研究会

① 目的

研修に関する各種の情報を提供し交換するとともに、これからの研修のあり方、研修内容、研修技法等について研究する。

②対象

東北6県の県・市町村の研修企画者又は研修指導者

(2) 機関誌「東北自治」

研修に関する研究調査、自治行政に関する研究調査についての論文及び研修修了者のレポート等を掲載するとともに、当財団の事業内容を紹介する。

(3) 研修事業に関する研究調査

3 東北自治総合研修センター維持管理業務

財団法人東北自治研修所「寄附行為」及び「東北自治総合研修センターの管理運営に関する協定書」に基づき、当センターの維持管理業務及び寄宿舍「青葉寮」の運営管理を行う。

また、東北6県の自治体主催事業による施設利用の促進を図る。

(1) 施設の維持管理業務

当センターの維持管理業務を行う。

(2) 寄宿舍運営事業

当センターの寄宿舍「青葉寮」の運営管理事業を行う。

(3) 自治体主催事業による施設利用の促進

①東北6県の各部局、市町村等が主催する職員以外を含めた宿泊研修利用

②東北6県の県立高校（県教育委員会主催事業）の夏季講習等のための合宿利用

③その他東北6県の公共的・公益団体が行う研修事業等の受入れ

〔昭和 39 年度～平成 23 年度 研修種別受講者実績表〕

(単位：人)

区分	研修種別		年度別	S39～H8	H9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	計 S39～H22
一般 研 修	1 中堅職員研修	(県)	3,246	89	105	90	88	80	76	74	77	73	59	44	45	39	33	中止	4,218	
		(県・市町村)	0															16	16	
		(市町村)	3,175	88	83	76	72	74	72	71	53	49	55	47	45	43	41	32	4,076	
	2 管理者研修	(県課長)	691																	691
		(県課長補佐)	804																	804
		(市町村課長)	992																	992
		(県課長・補佐)	481	36	45	44														606
		(市町村課長・補佐)	478	28	31	23														560
		政策形成理論	0				45	57	48	49	51	39	30	30	25	33	20			427
		政策形成技法	0				33	30	30	33	29	22	24	25	15	19	18	19		297
		説明力・表現力向上	0																23	23
		地震防災	0												47	51				98
		マスメディア対応	0															42	21	63
指 導 者 養 成 研 修	3 研修企画・ 指導者研修	(基本コース)	310	20	20	19	15	19	17	18	10	13	12	15	13	11	12	9	533	
		(応用実践コース)	19																	19
	4 J S T 指導者 養成研修	(標準課程・基本コース)	1,047	18	18	18	17	12			12	15								1,157
		(継続課程)	316																	316
		(アドバンスコース)	30																	30
		(応用実践コース)	10																	10
	5 J K E T 指導者養成研修		0						17	16	12	10	12	12	15	13	11	11	129	
	6 接遇研修指導者養成研修		261		19	18	20	22	22	21	34	22	22	20	20	22	22	10	555	
	7 K E T 指導者養成研修		155	20		20	20												215	
	8 O J T 実践コース指導者養成研修		69			17		19	14	15	15	14	19	15	12	11	14	10	244	
	9 ハラスメント防止指導者養成研修		0															20	20	
	10 事例研究指導者養成研修		284																284	
	11 インストラクター養成研修		173																173	
12 プランナー養成研修		81																81		
13 税務職員指導者養成研修		230	45	45	45	43		38										446		
専 門 研 修	14 税務関係 研修	(長期税務)	1,181																1,181	
		(短期税務)	180																180	
		(市税務)	291																291	
	15 用地関係事務研修		1,104																1,104	
	16 公害行政担当職員研修		623																623	
	17 財務会計関係事務研修		1,203																1,203	
	18 監査委員事務局職員研修		572																572	
	19 労働関係事務研修		208																208	
	20 土木職員研修	(土木技術)	185																	185
		(道路)	249																	249
		(農業土木)	182																	182
		(河川)	84																	84
		(港湾)	32																	32
(林務)		129																	129	
特 別 研 修	21 公営企業研修		168																168	
	22 社会福祉主事資格認定講習		129																129	
	23 地方行政講座		107																107	
	24 行政課題研修	少子・高齢問題	0			27	31	28	25	28	30	20	26	25	19	21	22	17	319	
		N P O	0			37	32	36	28	28	18	24	15						218	
		新公共経営(NPM)	0											35	23	22	21		101	
		環境問題	0														37	9	46	
		(県・市町村)	0		50														50	
		(県)	127																127	
		(市町村)	114																114	
	25 能力開発技法研修		111																111	
	26 デイバート研修		58	16	18	28	20	22	27										189	
	27 国際化対応研修		17	21															38	
28 政策法務研修		0							31	33	24	20	23	18	25	18	14	206		
計			19,906	381	434	462	436	399	414	384	374	325	294	291	297	310	311	211	25,229	

〔平成 23 年度 研修実績〕

東北六県中堅職員研修

回 数	期 間	対 象	修了者数
第 186 回	中 止	県職員（原則として受講時年齢 30 歳以上 38 歳未満の中堅職員）	—
第 187 回	平成 23 年 10 月 24 日～12 月 22 日	市町村・一部事務組合職員（原則として受講時年齢 30 歳以上 41 歳未満の中堅職員）	32 名
第 188 回	平成 24 年 1 月 16 日～3 月 16 日	県職員（原則として受講時年齢 30 歳以上 38 歳未満の中堅職員）及び市町村・一部事務組合職員（原則として受講時年齢 30 歳以上 41 歳未満の中堅職員）	16 名

第 187 回東北六県中堅職員（市町村）研修

科 目	時間数	講 師	
		氏 名	所 属 ・ 職 名
I 法制経済科目	102		
法 学 概 論	6	鈴 木 敏 明	宮城県公務研修所講師
行 政 法	27	井 坂 正 宏	東北学院大学法学部講師
民 法	27	菅 野 國 夫	菅野國夫法律事務所弁護士
地 方 自 治 法	12	三 浦 恵 美	宮城県公務研修所主幹
地 方 公 務 員 法	9	鈴 木 敏 明	宮城県公務研修所講師
経 済 学	12	前 田 修 也	東北学院大学経済学部教授
財 政 学	9	佐々木 伯 朗	東北大学大学院経済学研究科准教授
II 行政運営科目	84		
東 北 の 政 策 戦 略	3	工 藤 昭 彦	東北大学教養教育院総長特命教授
	3	新 田 新一郎	(有) プランニング開代表取締役
行 政 課 題 研 究 I 〔少子・高齢化社会への対応〕	15	吉 田 浩	東北大学大学院経済学研究科教授
行 政 課 題 研 究 II 〔地域づくりの視点〕	15	佐 藤 慎 也	山形大学地域教育文化学部教授
行 政 課 題 研 究 III 〔環境問題〕	21	吉 岡 敏 明	東北大学大学院環境科学研究科教授
		大 倉 靖	宮城県環境政策課技術補佐
地 方 財 政 問 題	6	佐々木 伯 朗	東北大学大学院経済学研究科准教授
地方自治の理念と現実	6	田 島 平 伸	岩手県立大学総合政策学部教授
政 策 法 務 実 践	15	菅 原 泰 治	東北大学大学院法学研究科教授

科 目	時間数	講 師	
		氏 名	所 属 ・ 職 名
Ⅲ 演習科目	76		
問 題 解 決 技 法	13	西 部 直 樹	(有) N & S ラーニング代表取締役
政 策 形 成 能 力 開 発	20	茂 木 正 雄	一般社団法人日本経営協会専任講師
ゼ ミ ナ ー ル	22		(討議各 16h, 自習 6h)
〔民法〕	(16)	山 谷 澄 雄	山谷法律事務所弁護士
〔行政法〕	(16)	三 輪 佳 久	八島法律事務所弁護士
〔地方自治法〕	(16)	三 浦 恵 美	宮城県公務研修所主幹
〔地方公務員法〕	(16)	鈴 木 敏 明	宮城県公務研修所講師
プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン	7	東 則 行	(株) 話し方研究所講師
C S 接 遇 研 修 実 践 講 座	14	黒 田 敬 子	(有) キャリアコム代表取締役
Ⅳ 一般教養科目	1		
民 間 企 業 ト ッ プ の 講 話	1	伊 藤 秀 雄	農業生産法人(有) 伊豆沼農産代表取締役
Ⅴ その他	9		
体 育 〔 3B 体 操 他 〕	4	－	－
開講式, オリエンテーション プレゼミナール, 閉講式	5	－	－
計	272		

第 188 回東北六県中堅職員（県）研修

科 目	時間数	講 師	
		氏 名	所 属 ・ 職 名
Ⅰ 法制経済科目	108		
法 学 概 論	9	鈴 木 敏 明	宮城県公務研修所講師
行 政 法	27	鈴 木 法 日 児	宮城教育大学名誉教授
民 法	27	菅 野 國 夫	菅野國夫法律事務所弁護士
地 方 自 治 法	12	三 浦 恵 美	宮城県公務研修所主幹
地 方 公 務 員 法	9	鈴 木 敏 明	宮城県公務研修所講師
経 済 学	12	折 原 裕	東北学院大学経済学部准教授
財 政 学	12	藤 原 一 哉	福島大学経済経営学類教授
Ⅱ 行政運営科目	89		
東 北 の 政 策 戦 略	3	工 藤 昭 彦	東北大学教養教育院総長特命教授
	3	新 田 新 一 郎	(有) プランニング開代表取締役

科 目	時間数	講 師	
		氏 名	所 属 ・ 職 名
行政課題研究Ⅰ 〔少子・高齢化社会への対応〕	15	阿 部 裕 二	東北福祉大学総合福祉学部教授
行政課題研究Ⅲ 〔環境問題〕	22	吉 岡 敏 明	東北大学大学院環境科学研究科教授
		大 倉 靖	宮城県環境政策課技術補佐
地方財政問題	12	清 水 修 二	福島大学理事・副学長
地方自治の理念と現実	9	田 島 平 伸	岩手県立大学総合政策学部教授
政策法務実践	15	菅 原 泰 治	東北大学大学院法学研究科教授
震災関連特別講話Ⅰ	7	木 村 雅 春	宮城県気仙沼地方振興事務所地方振興部次長
震災関連特別講話Ⅱ	3	紅 邑 晶 子	せんだい・みやぎNPOセンター代表理事
Ⅲ 演習科目	77		
問題解決技法	14	西 部 直 樹	(有) N&S ラーニング代表取締役
政策形成能力開発	20	茂 木 正 雄	一般社団法人日本経営協会専任講師
ゼ ミ ナ ー ル	22		(討議各 16h, 自習 6h)
〔民法〕	(16)	山 谷 澄 雄	山谷法律事務所弁護士
〔行政法〕	(16)	三 輪 佳 久	八島法律事務所弁護士
〔地方自治法〕	(16)	三 浦 恵 美	宮城県公務研修所主幹
〔地方公務員法〕	(16)	鈴 木 敏 明	宮城県公務研修所講師
プレゼンテーション	7	東 則 行	(株) 話し方研究所講師
C S 接遇研修実践講座	14	黒 田 敬 子	(有) キャリアコム代表取締役
Ⅳ 一般教養科目	1		
民間企業トップの講話	1	伊 藤 秀 雄	農業生産法人 (有) 伊豆沼農産代表取締役
Ⅴ その他	9		
体 育	4	—	—
開講式、オリエンテーション プレゼミナール、閉講式	5	—	—
計	284		

東北六県管理者研修

回 数	コース名	対 象	修了者数
	期 間		
第 115 回	説明力・表現力向上コース	県・市町村・一部事務組合等職員 (課長・課長補佐 (相当職を含む))	23 名
	平成 23 年 6 月 30 日～7 月 1 日		
第 116 回	政策形成技法 T M 法コース	県・市町村・一部事務組合等職員 (課長・課長補佐 (相当職を含む))	19 名
	平成 23 年 7 月 20 日～7 月 22 日		
第 117 回	マスメディア対応コース	県・市町村・一部事務組合等職員 (課長・課長補佐 (相当職を含む))	21 名
	平成 23 年 11 月 1 日～11 月 2 日		

第 115 回東北六県 管理者研修〔説明力・表現力向上コース〕

内 容	時間数	講 師	
		氏 名	所属・職名
○管理者に求められるプレゼンテーション能力〔講義〕 ○説明能力を磨く効果的表現術 1〔実習 1〕 ○説明能力を磨く効果的表現術 2〔実習 2〕 ○説明能力を磨く効果的表現術 3〔実習 3〕 ○説明能力を磨く効果的表現術 4〔実習 4〕 ○議会・委員会对応のポイントと心得〔講義〕 ○答弁力を磨く模擬答弁 1〔実習 5〕 ○答弁力を磨く模擬答弁 2〔実習 6〕	12h00m	高 橋 修	(株) A O I 企画 代表取締役
開・閉講式, オリエンテーション	30m		
計	12h30m		

第 116 回東北六県 管理者研修〔政策形成技法 TM 法コース〕

内 容	時間数	講 師	
		氏 名	所属・職名
○論理的思考による問題解決・意志決定の手法である「TM 法」を学び、将来に向けての様々な変化に適切に対応するために必要な管理能力の修得を図る。 『TM 法』とは 4つの思考手順を採って問題解決や意思決定をする手法です。 前例や経験のない問題，専門知識を超えるような問題を解決するための政策を形成するために有効です。 4つの思考手順とは，次のとおりです。 ①何がおこっているのか (状況分析) ②どうしてそうなったのか (原因分析) ③どういう処置をとればよいのか (決定分析) ④将来どんなことがおこりそうか (リスク分析)	18h30m	今 井 繁 之	(株)シンキングマネジメント研究所 代表取締役
開・閉講式，オリエンテーション	30m		
計	19h30m		

第 117 回東北六県 管理者研修〔マスメディア対応コース〕

内 容	時間数	講 師	
		氏 名	所属・職名
1 緊急時マスコミ対応の必要性〔講義〕 ・自治体におけるパブリシティとアカウントビリティ 2 記者会見の基礎知識〔講義〕 ・記者会見の意味と効果 ・記者会見でのタブー ・緊急記者会見の心得 3 模擬記者会見〔実習〕 ・メディア対応の準備 ・グループ討議 4 質疑応答・まとめ	9h00m	古 山 恵 子	(株)パトス 専任講師
開・閉講式，オリエンテーション	40m		
計	9h40m		

第 27 回東北六県 研修企画・指導者研修（基本コース）

期 間	対 象	修了者数
平成 23 年 5 月 9 日～5 月 12 日	県・市町村・一部事務組合の研修企画担当者及び指導者又は担当者等となることが予定される職員	9 名

内 容	時間数	講 師	
		氏 名	所属・職名
・ これからの職員研修&人材育成 ・ 研修担当者の役割, 能力, 心得 ・ 自己診断&解説 ・ 研修に活用される技法を理解する I	6h30m	高 橋 修	(株) AOI 企画 代表取締役
・ 研修に活用される技法を理解する II ・ 研修プランニングにおける留意点 ・ 研修プランニングの実際 ・ まとめ	7h00m		
LESSONプランの作成と実習	4h00m	奥 崎 太 通	研修教育コンサル タント
講義実習・講評とまとめ	6h00m		
開・閉講式, オリエンテーション	1h30m		
計	25h00m		

第 27 回東北六県 第 10 回東北六県 JKET 指導者養成研修

期 間	対 象	修了者数
平成 23 年 6 月 21 日～6 月 24 日	県・市町村・一部事務組合で JKET 研修の指導者となることが予定されている職員	11 名

内 容	時間数	講 師	
		氏 名	所属・職名
第 1 章 倫理とは	3h10m	小 貫 格	(財) 公務人材開発 協会講師
第 2 章 公務員に求められる倫理	2h00m		
第 3 章 公務員に求められる規律	3h40m		
第 4 章 実際の場面で	8h30m		
第 5 章 望ましい職場風土の形成	3h30m		
開・閉講式, オリエンテーション	50m		
計	21h40m		

第 25 回東北六県 接遇研修指導者養成研修

期 間	対 象	修了者数
平成 23 年 6 月 7 日～6 月 10 日	県・市町村・一部事務組合で接遇研修の指導者となる ことが予定されている職員	10 名

内 容	時間数	講 師	
		氏 名	所属・職名
第 1 章 公務における接遇	2h50m	菊 入 和 子	(財)公務人材開発協会講師
第 2 章 マナーとコミュニケーション	3h05m		
第 3 章 面接応対	3h15m		
第 4 章 電話応対	3h10m		
第 5 章 クレーム対応	2h50m		
第 6 章 よりよい接遇をめざして	2h50m		
指導会議	40m		
C S 接遇指導実践講座	6h00m	黒 田 敬 子	(有) キャリアコム 代表取締役
開・閉講式, オリエンテーション	1h00m		
計	25h10m		

第 16 回東北六県 OJT 実践コース指導者養成研修

期 間	対 象	修了者数
平成 23 年 5 月 25 日～5 月 27 日	県・市町村・一部事務組合で OJT 実践コース研修の 指導者となることが予定されている職員又は受講を希 望する管理・監督者	10 名

内 容	時間数	講 師	
		氏 名	所属・職名
第 1 章 OJT とは	1h30m	宮 本 多 文	(財)公務人材開発協会講師
第 2 章 コンピテンシー・コーチング OJT	2h00m		
第 3 章 コンピテンシー創出演習	3h00m		
第 4 章 コーチング演習	3h45m		
指導会議	1h00m		
開・閉講式, オリエンテーション	1h00m		
計	12h15m		

第1回東北六県 ハラスメント防止指導者養成研修

期 間	対 象	修了者数
平成23年11月17日～11月18日	県・市町村・一部事務組合の職員で、ハラスメント防止研修の指導者、相談員になることが予定されている職員又は受講を希望する職員	20名

内 容	時間数	講 師	
		氏 名	所属・職名
1 ハラスメントの現状と管理者の役割	3h00m	菊 入 和 子	(財)公務人材開発協会講師
2 セクハラの実状と防止対策			
3 パワハラの実状と防止対策	3h00m		
4 ハラスメント相談スキルの強化	3h00m		
開・閉講式、オリエンテーション	1h00m		
計	10h10m		

第9回東北六県 政策法務研修

期 間	対 象	修了者数
平成23年8月31日～9月2日	県・市町村・一部事務組合等の職員で係長級（相当職を含む）の職員	14名

内 容	時間数	講 師	
		氏 名	所属・職名
1 基調講義「政策法務概論」	3h00m	菅 原 泰 治	東北大学大学院法学研究科教授
2 課題事例研究	3h00m		
3 課題事例研究発表	2h00m		
4 法制提案実習	5h00m		
5 法制提案実習発表	3h00m		
開・閉講式、オリエンテーション	30m		
計	16h30m		

東北六県 行政課題研修

回 数	コース名	対 象	修了者数
	期 間		
第 27 回	少子高齢問題コース	県・市町村・一部事務組合の職員で 受講を希望する職員	17 名
	平成 23 年 9 月 14 日～9 月 16 日		
第 28 回	環境問題コース	県・市町村・一部事務組合の職員で 受講を希望する職員	9 名
	平成 23 年 11 月 9 日～11 月 11 日		

第 27 回東北六県 行政課題研修〔少子・高齢問題コース〕

内 容	時間数	講 師	
		氏 名	所属・職名
少子・高齢化への対応〔基調講義〕	6h30m	阿 部 裕 二	東北福祉大学総合 福祉学部 教授
少子・高齢化への対応〔グループ学習・討議〕	7h00m		
少子・高齢化への対応〔発表・質疑応答・講評〕	3h00m		
開・閉講式, オリエンテーション	1h00m		
計	17h30m		

第 28 回東北六県 行政課題研修〔環境問題コース〕

内 容	時間数	講 師	
		氏 名	所属・職名
講義 ・東日本大震災で見てきたこと ・エコジレンマ ・地球環境問題の本質 ・新しいものづくりと暮らし方のかたち	3h00m	石 田 秀 輝	東北大学大学院環 境科学研究科教授
講義 ・部分最適化のライフスタイル ・バックキャスティングで描いたライフスタイル ・自然と共に生きた戦前の暮らし ・ライフスタイルデザイン実習準備	7h00m	古 川 柳 蔵	東北大学大学院 環境科学研究科 准教授
グループ討議	3h00m		
発表・質疑応答・まとめ	3h00m	石 田 秀 輝	東北大学大学院 環境科学研究科 教授
		古 川 柳 蔵	東北大学大学院 環境科学研究科 准教授
開・閉講式, オリエンテーション	1h00m		
計	17h00m		

第 44 回研究会

回 数	期 間	対 象	参加者数
第 44 回	平成 23 年 8 月 1 日～8 月 2 日	県・市町村・一部事務組合の研修担当職員等	45 名

- 1 内容 (1) 研修コンサルタント企業の講師によるプレゼンテーション（模擬講義）
 (2) 講演（演題『これからの地方公務員に求められる能力（大規模災害への対応も想定して）』）
- 2 目的 (1) 優れた研修講師の掘り起こすため、研修コンサルタント企業の講師によるプレゼンテーション（模擬講義）を受講し、以後の研修計画に反映させる。
 (2) 「地方分権一括法の施行後及び大規模災害発生時に地方公務員に求められる能力は何か」を、改めて考えるきっかけとする。

内 容	時間数	講 師	
		氏 名	所属・職名
研修コンサルタントのプレゼンテーション(模擬講義) ・研修コンサルタント企業 7 社の講師による模擬講義 (1 社 60 分)	7h00m	研修コンサル タント講師	研修コンサル タント会社
講演 ・『これからの地方公務員に求められる能力（大規模 災害への対応も想定して）』	1h30m	横 道 清 孝	政策研究大学院大 学学長補佐・教授
開・閉講式, オリエンテーション	30m		
計	9h00m		

〔平成 24 年度収支予算概要〕

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

(単位: 千円)

科 目	合 計	一般会計	施設管理 特別会計	寄 宿 舎 特別会計	内部取引 消 去
I 事業活動収支の部					
1 事業活動収入					
(1) 基本財産運用収入	65	65	0	0	0
(2) 負担金収入	190,662	40,506	99,996	50,160	0
(3) 雑収入	533	13	501	19	0
(4) 繰入金収入	0	0	30,108	40	△ 30,148
事業活動収入計	191,260	40,584	130,605	50,219	△ 30,148
2 事業活動支出	0				
(1) 事業費支出	177,004	27,606	129,605	19,793	0
(2) 管理費支出	13,229	13,229	0	0	0
(3) 繰入金支出	0	40	0	30,108	△ 30,148
事業活動支出計	190,233	40,875	129,605	49,901	△ 30,148
事業活動収支差額	1,027	△ 291	1,000	318	0
II 投資活動収支の部					
1 投資活動収入	1,221	1,221	0	0	0
2 投資活動支出	14	14	0	0	0
投資活動収支差額	1,207	1,207	0	0	0
III 財務活動収支の部					
1 財務活動収入	0	0	0	0	0
2 財務活動支出	0	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0	0
IV 予備費支出	2,500	500	1,000	1,000	0
当期収支差額	△ 266	416	0	△ 682	0
前期繰越収支差額	30,093	29,244	0	849	0
次期繰越収支差額	29,827	29,660	0	167	0

〈研修所施設の概要〉

研修棟

講義や講話、少人数のグループ討議等、そのニーズに合わせて効果的な研修ができるように多種多様な研修室や演習室があります。200 名収容の講堂では講演会を実施できるほか、ビデオプロジェクターを使用した研修も実施できます。そのほかの研修室にも最新の視聴覚機器を備え付け、幅広い研修に役立ちます。

OA 教室は、情報化時代に対応した研修ができるよう設備が充実しています。図書室には西澤文庫も併設し、各種図書や資料を豊富に取りそろえているほか、インターネット等が使用できる自主研修の場としても活用いただけます。また、室内にはビデオや DVD を楽しめるコーナーもあります。

宿泊棟（青葉寮）

生活空間としての宿泊室は、完全個室で研修の課題等の勉強にも対応できるよう学習机が配置されています。余暇時間には、娯楽室や談話室で研修生同士の交流もできます。

食堂は、カフェテリア方式で豊富なメニューをご用意しています。また売店も設置されていますので休憩時間等にご利用いただけます。

〔財団法人東北自治研修所役員・職員名簿〕

平成 24 年 1 月現在

1 理 事 7 名

役職名	氏 名	所 属 ・ 職 名
理 事 長	今 野 純 一	宮 城 県 総 務 部 長
常 任 理 事	谷 関 邦 康	宮 城 県 公 務 研 修 所 長
理 事	山 本 馨	青 森 県 総 務 部 次 長
理 事	浅 沼 康 揮	岩 手 県 総 務 部 人 事 課 総 括 課 長
理 事	金 田 早 苗	秋 田 県 自 治 研 修 所 長
理 事	渡 辺 弘 明	山 形 県 職 員 育 成 セ ン タ ー 所 長
理 事	鈴 木 清 昭	福 島 県 総 務 部 次 長 (人 事 担 当)

2 監 事 2 名

役職名	氏 名	所 属 ・ 職 名
監 事	石 川 浩 明	青 森 県 総 務 部 次 長
監 事	高 橋 信 宏	宮 城 県 総 務 部 次 長

3 評議員 18 名

県 名	氏 名	所 属 ・ 職 名
青 森 県	工 藤 純 一	人 事 課 長
	大 川 亜 沙 奈	市 町 村 振 興 課 長
	小 野 穰	人 事 課 副 参 事
岩 手 県	菊 池 透	人 事 課 主 幹 兼 給 与 人 事 担 当 課 長
	菊 池 正 勝	市 町 村 課 行 政 担 当 課 長
	佐 藤 隆 弘	人 事 課 組 織 行 革 担 当 課 長
秋 田 県	牧 野 一 彦	人 事 課 長
	今 井 一	市 町 村 課 長
	福 岡 達 生	自 治 研 修 所 次 長
山 形 県	白 田 洋 一	人 事 課 長
	武 田 正 人	市 町 村 課 長
	笹 原 正 好	職 員 育 成 セ ン タ ー 副 所 長
福 島 県	佐 藤 弘 一	職 員 研 修 課 長
	鈴 木 忠 夫	市 町 村 行 政 課 長
	二 階 堂 勝 彦	(財) ふ く し ま 自 治 研 修 セ ン タ ー 教 務 部 長 兼 政 策 支 援 部 長
宮 城 県	今 野 順	総 務 部 人 事 課 長
	渡 辺 達 美	総 務 部 参 事 兼 市 町 村 課 長

4 職 員

職 名	氏 名	摘 要
所 長	谷 関 邦 康	兼宮城県公務研修所長
事 務 局 長	菅 原 克 郎	総 括 : 常勤嘱託職員
総務担当	次 長 鎌 田 吉 哉	総 括 : 宮城県派遣職員
	主 幹 相 澤 正 幸	庶務・寮務 : 常勤嘱託職員
	主任主査 藤 野 寿 光	庶務・経理
	(次 長) 鎌 田 吉 哉	総 括 : 宮城県派遣職員
教務担当	副 参 事 梅 澤 信 一	研 修 : 常勤嘱託職員
	主 査 佐 藤 祐 美子	研 修

〔 編 集 後 記 〕

- この機関誌「東北自治」は、昭和 39 年の創刊以来、この号で 78 号に至りました。第 73 号からは、CD-ROM に記録して発行しています。今回も多くの方々に御協力をいただき、深く感謝申し上げます。
- 平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災から 1 年が過ぎました。地震発生時には、第 185 回中堅職員研修（2 か月の長期研修で、3 月 18 日が最終日）が行われていました。幸い 17 人の研修生と講師、職員には人的被害はありませんでした。しかし、ライフラインがすべて遮断されたため、研修を続けることはできず、打ち切りとしました。
- 建物の被害が軽微だったため、23 年度は、すべての研修を当初の予定どおり実施することとしました。しかし、8 月に予定していた県職員が対象の第 186 回中堅職員研修だけは、応募者が少なく、中止せざるを得ませんでした。
- 本号には、震災に関連する随想や論文を掲載しました。吉村美栄子山形県知事からは「東北の復興、日本の再生を目指して」と題する随想を寄せていただいたほか、中堅職員研修で講師を勤めていただいている 3 人の教授からは、がれき処理や震災復興に関する論文を寄せていただきました。また、第 185 回中堅職員研修の 2 人の受講生からの地震発生時の体験を綴った研修受講記も掲載しました。
- 24 年度は、各研修科目の中に震災関連項目（体験談、危機管理、安心安全の社会作り等）をできるだけ多く盛り込み、復興、再生に当たる職員にとって励みとなるような、また、大災害が発生しても柔軟且つ弾力的な対応ができるような職員の育成に繋がる研修を実施したいと考えておりますので、今後とも特段の御理解と研修への積極的な参加をお願い申し上げます。

東 北 自 治 7 8 号

発 行 平成 24 年 3 月
編 集 財団法人 東北自治研修所
 〒 981-3341
 宮城県黒川郡富谷町成田二丁目 22 番地 1
 （東北自治研修所センター内）
 TEL：022-351-5771・5772
 FAX：022-351-5773
 URL：http://www.thk.-jc.or.jp
 E-mail：thk-jc@thk-jc.or.jp